

食品安全委員会企画等専門調査会

第2回会合議事録

1. 日時 平成24年2月3日（金） 10:00～13:04

2. 場所 食品安全委員会中会議室

3. 議事

- (1) 平成23年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について
- (2) 「自ら評価」の今後の進め方について
- (3) 平成24年度食品安全委員会運営計画について
- (4) 平成23年度食品安全委員会緊急時対応訓練結果及び平成24年度緊急時対応訓練計画について
- (5) 平成23年度における食品安全委員会のリスクコミュニケーションの実施状況等について
- (6) その他

4. 出席者

(委員)

早川座長、阿南専門委員、石井専門委員、江森専門委員、生出専門委員、大瀧専門委員、鬼武専門委員、廉林専門委員、唐木専門委員、小泉専門委員、小出専門委員、近藤専門委員、迫専門委員、高岡専門委員、局専門委員、中本専門委員、菰澤専門委員、堀口専門委員、山田専門委員、山根専門委員、山本専門委員、渡邊専門委員

(専門参考人)

中村専門参考人、服部専門参考人

(食品安全委員会委員)

小泉委員長、熊谷委員、長尾委員、廣瀬委員

(事務局)

栗本事務局長、本郷事務局次長、井原総務課長、坂本評価課長、北池勧告広報課長、新本情報・緊急時対応課長、篠原リスクコミュニケーション官

5. 配布資料

- 資料 1 - 1 平成 23 年度「自ら評価」案件の決定までのフロー
- 資料 1 - 2 企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方（平成 16 年 6 月 17 日食品安全委員会決定）
- 資料 1 - 3 食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項（平成 16 年 5 月 27 日食品安全委員会決定）
- 資料 1 - 4 平成 23 年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補について
- 資料 1 - 5 <平成 23 年度>食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補として第 1 回企画等専門調査会で調査審議されたハザードに関する追加情報について
- 資料 2 「自ら評価」案件の取扱いについて（案）
- 資料 3 平成 24 年度食品安全委員会運営計画 新旧対照表（案）
- 資料 4 - 1 平成 23 年度食品安全委員会緊急時対応訓練について（案）
- 資料 4 - 2 平成 24 年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画（案）
- 資料 5 平成 23 年度における食品安全委員会のリスクコミュニケーションの実施状況について
- 参考資料 1 平成 23 年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について
- 参考資料 2 平成 24 年度食品安全委員会予算案の概要及び定員要求結果の概要について

6. 議事内容

○早川座長 定刻になりましたので、ただいまから企画等専門調査会第2回会合を開催いたします。

本日は、22名の専門委員とともに中村専門参考人、服部専門参考人が御出席でございます。また、石川専門委員、酒井専門委員におかれましては御欠席でございます。食品安全委員会から、担当委員であります小泉委員長、熊谷委員、長尾委員、廣瀬委員にも御出席いただいております。

続きまして、事務局に人事異動がございましたので、事務局からその御紹介と、続けて資料の確認をお願いいたします。

○井原総務課長 それでは、私のほうから、1月16日付で事務局の人事異動がありましたので、御紹介させていただきます。

まず、16日付で本郷次長が着任しております。

○本郷事務局次長 本郷でございます。引き続きよろしく願いいたします。

○井原総務課長 その後任で新本情報・緊急時対応課長、同じく1月16日付です。

○新本情報・緊急時対応課長 新本です。どうぞよろしく願いいたします。

○井原総務課長 その後任で、篠原リスクコミュニケーション官でございます。

○篠原リスクコミュニケーション官 篠原でございます。よろしく願いします。

○井原総務課長 続きまして、資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、議事次第、座席表及び専門委員名簿のほかに、少々多くございますけれども、12点ございます。

資料1-1が「平成23年度「自ら評価」案件の決定までのフロー」、資料1-2が「対象候補の選定の考え方」、資料1-3が「企画等専門調査会への提出資料に盛り込む事項」。資料1-1から1-3は、既存の資料でございます。資料1-4が「平成23年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補について」、資料1-5が「<平成23年度>食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補として第1回企画等専門調査会で調査審議されたハザードに関する追加情報について」、資料2が「「自ら評価」案件の取扱いについて(案)」、資料3が「平成24年度食品安全委員会運営計画新旧対照表(案)」、資料4-1が「平成23年度食品安全委員会緊急時対応訓練について(案)」、資料4-2が「平成24年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画(案)」。

資料5が「平成 23 年度における食品安全委員会のリスクコミュニケーションの実施状況について」です。その他、参考資料1といたしまして昨年 11 月に御報告させていただきました「実施状況の中間報告について」、参考資料2として「平成 24 年度食品安全委員会予算案の概要及び定員要求結果の概要について」でございます。

また、本日、机上配布資料が2点ございます。1点目がこのピンクのものでございますが、緊急時対応手順書でございます。中に個人情報等、公表するにふさわしくない情報も含まれていますので、これは会合終了後、回収させていただきます。

もう一点、「食品安全行政に皆さんの声を！」ということで、現在行っている食品安全モニター募集のチラシを配らせていただいております。これにつきましては、議事5のところで詳しく御説明させていただければと思っております。

資料が多くございますけれども、不足等ございませんでしょうか。

○早川座長 資料はよろしいでしょうか。

それでは、議事に入ります。

(1) 平成 23 年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について
--

○早川座長 まず、食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の検討、選定について審議を行いたいと思います。

昨年 11 月の第 1 回会合における審議の中で、事務局に対し、平成 23 年度の「自ら評価」案件対象候補の選定に向けて、グラヤノトキシン、アニサキス及びジアルジアについての情報整理、またヒラメ毒、3-MCPD 及び 3-MCPD 脂肪酸エステルについての情報収集をお願いしておりました。

まず、これらについて事務局からの御説明を伺った上で御議論いただき、食品安全委員会へ報告する案件を決定したいと思います。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

○井原総務課長 それでは、資料1-1から1-5に基づきまして御説明いたします。

先ほど申しましたように、資料1-1から1-3までは既存資料でございます。特に資料1-2、対象候補の選定の考え方を御参照いただきながら説明をお聞きいただければと思います。

資料1-4をごらんください。

昨年 11 月に、グラヤノトキシンとアニサキス及びジアルジアについて、案件候補とするか否か事務局でもう少し検討をとということでございましたので、簡単に資料をまとめさせていただきます。

まず、グラヤノトキシンでございますが、1 ページでございますように、植物に含まれる植物毒の総称、ヒトへの暴露の主な経路は、グラヤノトキシンを含有するツツジ科植物由来のはちみつでございます。

症状としては、食品の摂取後、数時間でめまいや嘔吐の急性中毒を起こすことがございます。

しかしながら、これらヒトへの健康被害は当該植物が優勢な地域のみで想定されるということで、これまでトルコ黒海沿岸やネパール高山地帯で採取されたはちみつによる中毒は報告されておりますが、日本では報告はございません。

参考として、3 ページをごらんください。

物質（危害要因）の概要については、先ほど御説明したようなことが書かれております。

右側に参考データといたしまして、2008 年のものですが、日本のはちみつの生産量 2,838 t、輸入量が 4 万 1,682 t でございますが、先ほど申しましたように、国内での食中毒は確認されておられません。

国際機関のリスク評価の実施状況でございますが、3 ページの左側下からドイツ連邦リスク評価研究所、4 ページに米国食品医薬品庁（FDA）等について記載しております。

1 ページにお戻りください。

したがって、資料 1 - 2 の案件候補の選定基準からいきますと、（1）に①②とございますが、グラヤノトキシンについては現在、健康被害が生じていないということで、①の今後、被害が生じるおそれがあるかという点からこの基準に該当するか御検討いただくことになろうかと思っております。事務局といたしましては、現時点ではこの選定基準には該当しないのではないかと考えております。

続きまして、2 ページをお願いします。アニサキスとジアルジアでございます。

まずアニサキスでございますが、アザラシやトドなどの海産ほ乳類の胃に寄生して、自然界で感染環を形成する寄生虫です。

症状としては、急性型のアニサキス症では、ここに書いてあるようなアレルギーショックを引き起こすことがございます。我が国においては年間 2,000 から 3,000 件の発生が推測されておりますが、国内において死亡例は報告されておられません。

次に、（2）ジアルジアでございます。

腸管寄生性の原虫で、ヒトにジアルジア症を発症させる。我が国の年間発症数は 100 例以下です。

ヒトに対しては食品等の摂取により感染し、腸管内で栄養型となって腸粘膜に吸着することで消化器症状があらわれますが、症状は比較的軽く、通常、予後は良好です。国内で重篤例は報告されておられません。

参考といたしまして、6 ページをお願いします。

アニサキスについて、物質の概要のところ「治療法は内視鏡による摘出以外にない」とありますが、予防法としては、生食によく注意して十分な冷凍や加熱処理が肝要である

と書かれております。

ジアルジアについては、一般には旅行者下痢症としての発症例が多いということで、右側の国立感染症研究所の情報でございますが、平成 11 年 4 月から平成 12 年 3 月に 63 例、そのうち 65%が海外での感染と推定されております。

国際機関、諸外国等におけるリスク評価等の実施状況については、アニサキスについては WHO、FAO、FDA、EFSA 等、6 ページから 7 ページにかけて記載しております。ジアルジアにつきましては、WHO や FAO がガイドライン、報告書、FDA がファクトシートを公表しております。

8 ページから 9 ページにかけて、国内におけるリスク管理の現状等をまとめさせていただいております。

9 ページの下のほうから国際機関、諸外国等におけるリスク管理の現状等ということで、FDA、EU、スペイン食品安全庁、10 ページには、ジアルジアでございますが、WHO で「飲料水品質のためのガイドライン第 4 版」、CODEX、欧州連合理事会指令 2 つを記載しております。ここで「飲料水にはヒトに有害な病原体や寄生虫を含まないこと、とあるが、寄生虫に関する基準値はない」とありますが、「基準値はない」のではなく「基準値はゼロ」ということです。ちょっと誤解を招く表現ですので、訂正させていただきます。

2 ページにお戻りください。

このアニサキスとジアルジアでございますが、食中毒事例があるということで、資料 1-2、対象候補の選定の考え方でいきますと、まさに（1）の②健康被害が生じているということですが、科学的知見が不十分であるかどうか、危害要因等の把握の必要性が高いかという観点から見ますと、むしろアニサキスでは「生食に注意してください」とか、ジアルジアについては「よく洗って食べましょう」という注意喚起、いわばリスク管理側の措置が有効ではないかと事務局では考えており、現時点では、（1）の②の要件には該当しないのではないかと考えているところでございます。

続きまして、資料 1-5 をお願いします。

3-MCPD と 3-MCPD 脂肪酸エステル、それから 2 ページのヒラメ毒について、新たな科学的知見があるか事務局で調べてほしいという宿題をいただいておりますので、ちょっと字が細かくて恐縮でございますが、まとめさせていただいております。

まず 3-MCPD、3-MCPD 脂肪酸エステルでございますが、1 ページの左側に、JECFA での評価、ドイツ連邦リスク評価研究所での評価の記述があります。それから、英国食品基準庁の報告等があります。

右側、国内外における評価状況、管理状況等でございますが、国内では、厚労省、農水省等で実態調査等いろいろ行っております。海外では欧州連合、下から 3 つ目ぐらいの「・」ですが、3-MCPD 等の公的管理のための標本抽出方法及び分析方法を定める規則の一部改正とか EFSA での知見データベースの開設、データ収集の定型様式に関する科学的報告書を公表とありますように、ヨーロッパ等でも新たな知見の収集を開始していると承

知しておりまして、ここに書かれている以上の科学的知見はないということでございます。

参考までに3ページ以下、ちょっと大部になりますけれども、食品安全委員会ではこれらに関してファクトシートをまとめております。平成22年3月25日作成でございますが、ただいま申し上げましたように、ここに書かれている以上の新たな科学的知見は得られなかったということでございます。

2ページにお戻りください。

ヒラメ毒につきましては、厚生労働省が昨年6月17日付で「生食用生鮮食品による病因物質不明有症事例への対応について」という通知を發出しておりますが、委員から新たな科学的知見があるか調べてほしいということで、事務局で調査いたしました。ここに書いてあります内容につきましては、6月17日の厚生労働省の通知の内容を概略まとめさせていただいているものでございます。

左側にありますように、厚生労働省の薬事・食品衛生審議会食中毒部会、乳肉水産食品部会の審議の結果「ヒラメを食することによる原因物質不明有症事例については、寄生虫の一種である *Kudoa septempunctata* の関与が強く示唆される」とされています。

予防対策については、一定の条件で凍結することにより病原性を示さなくなることが確認されており、一度凍結の後に喫食することにより、有症事例は防止できると考えられております。

国内での評価等の状況ですが、食安委では「自ら評価」候補として平成22年に検討を行っております。厚労省では先ほどの通知の発出のほか、厚生労働科学研究費での研究、農林水産省では、食中毒の防止についての技術開発事業を実施中でございます。

海外では、現在までのところ評価機関での評価は行われていません。

したがいまして、これも現時点では、食品健康影響評価を行うに足るような情報としてはこの通知以上のものがないという結果です。

参考までに、24ページから、先ほど概略御説明いたしました厚生労働省の通知をつけさせていただいております。35ページ以降は、この通知の参考資料としてのQ&Aでございます。

少々早口の説明になりましたけれども、事務局からの説明は以上でございます。

○早川座長 前回の専門調査会で「自ら評価」の案件候補として3件挙げられておりました。それにプラス2件の情報収集ということで事務局にいろいろ調査をお願いしていたわけですが、資料1-4と1-5ということで、今、御説明いただきました。

この5つについて、一つ一つ片づけていきたいと思っております。

まず、グラヤノトキシンについてでございますが、何か御意見、コメント等ございますでしょうか。

○鬼武専門委員 御説明で、優先順位が高くないことは理解できました。

1 つだけ参考に教えていただきたいのですが、1 ページに書いてあります特定の地域、トルコ黒海沿岸、ネパール高山地帯で採取されたはちみつというのは、輸入食品として少しは入ってきているのですか。そういう状況はおわかりですか。

○**新本情報・緊急時対応課長** 平成 19 年から 22 年までの輸入統計を見ますと、トルコから、平成 19 年、20 年はゼロでございますが平成 21 年に 300 kg、22 年に約 1 t 入っております。輸入トータルで 4 万 t ですので、シェア的にはかなり小さいということがございます。ただ、「トルコ」ということで、トルコの黒海沿岸産かどうかはちょっとわかりません。

ネパール等については、輸入統計上は出てこないという状況でございます。

○**早川座長** 今後、被害が拡大するおそれがあるかどうかということだと思っております。

○**鬼武専門委員** そうですね。そういう地域から知らないで輸入されているかもということがあったものですから、お尋ねしました。

○**早川座長** いかがでございましょうか。

特に御意見がございませんようでしたら、この件に関しては（1）の選定基準に掲げるいずれの要件にも該当しないということによろしゅうございますか。

（「はい」と声あり）

○**早川座長** それでは、続きましてアニサキス及びジアルジアについてでございます。

アニサキスについては、いかがでございましょうか。

○**大瀧専門委員** アニサキスに関しましては、やはり注意喚起といえますか、しっかりした情報提供が必要だと思います。牛肉の生食に御注意くださいと消費者に話しておりますが、生食のリスクを知らないで召し上がっていたり、むしろ貧血によいとか、体によいと思って召し上がっている方が思った以上に多いことに驚いております。

それに関連して魚介類についても話をしているのですが、イカなどは「刺身用」とシールを貼られてお店に並べられています。それを家庭に買って帰って調理されると思うのですが、お刺身にする場合、やはり汚い足先の部分をカットしたり、一たん冷凍する必要があるということを御存じない方が非常に多いのではないかと思いますし、鮮魚を取り扱う方の中にも御存じでない方もあり、消費者に注意してくださる方もなかなかなく、情報が伝わっていないと思います。

○**早川座長** 関連して、何かございますか。

これは年間 2,000～3,000 件の発生が推測されるということで、それなりに気をつけな

ければいけないことは事実だと思うのですね。これをリスク評価という観点で見れば、もともとリスクがあることは明確なわけですね。そうすると、あとはこれをどうやって防ぐかということだろうと思います。

ちょっと正確ではありませんが、厚労省等のほうから「このようにすれば対処できる」といった見解も出されていると思いますが、問題は、それをいかに周知徹底するかということですね。こういうものは生産業者、流通業者、それから消費者のいずれもが「こういう事態があるのだ」ということを認識した上で、それぞれがそれぞれのできる努力をする。そのできる努力をするためには、それだけ情報の徹底が必要であるということですね。

ですから、この件に関しては、リスク評価という意味で、リスクはもうわかっているので評価のしようがないと思います。食品安全委員会が、管理当局に向かって、生産者あるいは流通業者、消費者にさらに徹底してこのことを知らせてほしいということを行うのか、あるいは食品安全委員会自体がそういう情報発信をするのか、いかがでしょうか。両方あってもいいと思いますが。

○井原総務課長 委員会といたしましては、リスク管理機関側と協力して「食中毒防止のためにこれこれのことに気をつけましょう」という情報発信はこれまでも行ってきておりますので、アニサキスについてもその一環として、広く呼びかけることは可能でございますし、これだけ発生していますので、情報提供の重要性については認識しております。

○早川座長 2,000人、3,000人というのは確かに只事ではないので、常にそのことに関しては周知徹底していくことが、アクションとしては必要なのだと思います。

他にいかがでございましょうか。

○廉林専門委員 東京都の者ですが、参考までに。

都では、ここ2年ほどアニサキスによる食中毒の報告が増えております。増加の原因はよく分かりませんが、アニサキス食中毒が増えたということよりも、むしろ食中毒として届け出られる件数が増えているのではないかと考えています。ただ、そういう状況もありますので、東京都では自治体の役割として、様々な機会をとらえて消費者への普及啓発の中で、アニサキスについて取り上げていきたいと考えています。

○早川座長 ありがとうございます。やはり自治体レベルの御努力は大変大事なことだと思いますので、よろしくお願いいたします。

○山田専門委員 アニサキスについては、実はずちの会社でも年間2~3件ずつは出ております。ですから全国で2,000~3,000人発生しているとすると、1,000分の1はうちの会社で出ていることになります。生魚のところには必ず「アニサキスに御注意ください」

という注意喚起の表示を掲示していますが、確かに若い方の中には、アニサキスそのものを御存じない方も多数いらっしゃいます。色々な場面で注意喚起をしていただけるのは、非常にありがたいことだと思います

○早川座長 他にいかがでございましょうか。

例えば消費者団体連合などでも、もちろん関係される方に「こういうことがありますよ」という広報というか、普及啓発というか……。

○阿南専門委員 もちろん、食品安全委員会の情報提供に呼応しながら特に関心の高い分野では学習会等の取り組みで情報提供しております。食中毒の問題は特に、生食の問題についての関心がすごく大きいですので、情報提供をしっかりやっていきたいと思っております。

○早川座長 食べる喜びを享受するためには、注意しながらやることが大事だと思いますので、余り一方に世論が傾いて禁止となると、一種の文化的な楽しみが減る。余計なことですけれども。注意しながら人生を楽しむことも大事だと思いますけれども、そういう方向で、科学的な面と文化的な面からうまくバランスをとって物事が進んでいけば一番いいのかなと思います。

○高岡専門委員 私自身も勉強不足で、アニサキスは内蔵系だけ除去すればいいのかなと思っておりましたが、これを拝見すると、サケ科の魚類に関しては筋肉内に寄生していることがあると。最近、サケなどを生で、寿司で召し上がるお客様も結構多くいらっしゃいまして、多分提供しているお店側も余りそれを御存じないのではないかと。ルイベのように凍らせていけば安全ですが、特にお子さまなどは、サケを寿司で召し上がる例は結構多いと思いますので、そういう注意喚起はぜひ正確に、特に我々外食業界に携わっている者に対してはより正確に出すことによって、そういう事故が起きないようにできるのではないかと思います。調べるというよりも、「こういうことがありますよ」ということでしっかりお知らせいただけることは非常に助かるかと思っておりますので、よろしくお願いします。

○山本専門委員 生食も、アニサキスの件も、一つの見方としては家庭内での伝達の衰えというのでしょうか、今までのように、親から子へ「こういうのはだめなのだよ」というのが余り伝わらなくなった点もあるような気がするのですが、それであれば、学校教育などの充実のほうからかと思っております。

○早川座長 そうですね、食品安全の問題というのはそれぞれの役割があると思いますが、消費者のところでいかに物事をわかった上で対処するかが非常に大事なことだと思います

ので、おっしゃるとおりだと思います。風邪の手洗い・うがい励行と同じで、やはりエンドできちっと処理すれば相当なことが防げるはずですのでね。

そこはどかが担うのか、食品安全委員会とか厚生労働省から家庭までどうやって情報を普及・伝達するか。これは消費者庁の問題ですか。

○井原総務課長 消費者庁も消費者一般ということではありますし、学校ということであれば学校教育の中でということ、文部科学省ということもありますし、食品安全委員会としてもジュニアを対象としたリスコミをやっておりますので、そういった機会を通じてということも考えられると思います。

○早川座長 いろいろな角度からということと、連携をとりつつということと、両方あるかと思います。

○石井専門委員 学校教育の中では、食生活のことは小・中・高と家庭科で取り上げています。こういう食中毒などについては高等学校の家庭科に、こういう細かいところも入っていたらいいのではないかと思います。

先ほどの家庭での伝達、伝承というところは、やはり今はかなり少なくなっていて、行事食の伝承などを見ている、ほとんどもうなくなっているような状況なので、やはり学校教育がとても重要になってくると私も感じています。

○早川座長 食品安全の問題は、やはり最後の段階できちっとする。ただ、それはそれを摂らないという意味ではなくて、きちっと対応してやるという教育が必要なのかなと思います。

○迫専門委員 これは寄生虫の問題全般について言えることだと思うのですね。寄生虫問題が日本の社会からなくなって随分たちますので、寄生虫に対する教育や防護力はほとんど失われているだろうと思います。今ここではアニサキスの問題だけを言っていますが、ジアルジアに関して、また、ヒラメ毒も孢子ということを考えていくと、寄生虫等全般に関しての情報提供がすごく大事なのではないかと。

私、次のところで申し上げようと思っていたのですが、ジアルジアについてちょっと触れてよろしいでしょうか。

○早川座長 どうぞ。

○迫専門委員 最近、生食ブームの問題と、いわゆるアウトドアブーム、東京都さんの例にも書かれておりますが、山の中で湧き水をそのまま飲む。これがテレビ等で放映され、

湧き水は物すごくきれいな水だという印象を持たせてしまっている。そういうところから、非常に危険な状態があるのではないかと感じております。そういうところも含めて、社会全体で寄生虫に対しての危機感というか、そういうものをもう一回惹起するべきではないかと思えます。

○堀口専門委員 情報提供のほうからですが、研究を継続してきていまして、学校現場においては養護教諭の先生方、学校栄養教諭、家庭科教諭の先生方に共通して、子供たちに伝えるべき食の安全教育の内容として食中毒が挙がっておりました。職種間で少しずつ差異はありますが、食中毒の項目についてのみ共通しておりました。

先ほど迫先生がおっしゃいましたとおり、食中毒全体についての情報提供の中で、今回のアニサキスについても、私はランブル鞭毛虫症という言い方のほうが馴染みがあるのですが、個々の事例が上がってきて、それは新しいもので何とすることも大事だと思いますが、大きな枠の中で、今後、食品安全委員会が出していくメッセージに専門職種も耳を傾けて、教育の中に入れていただければと思います。

医学教育の中においては、アニサキス——ランブル鞭毛虫症は割とオーソドックスな学習の内容にはなっておりますが、寄生虫の学者の数が減っていることは、多分、寄生虫の患者さんが減ってきたことと関係しているのかなと、今回、認識しました。

アニサキスについては実際に目視できるものですので、情報提供もしやすい材料ではないかと認識しています。

○阿南専門委員 この間、家庭で食中毒に気をつけようという取り組みの一環で、家庭でできる HACCP という内容でのリーフレットづくりをしました。今、ちょうど全国の団体に「利用してください」と呼びかけているところですが、これは農水省と協力して、いろいろな食中毒事例に対して、どうやって家庭で防ぐかという観点でつくったものです。今後は、その情報に、もっと具体的な事例が追加されていけばいいのではないかと感じましたので、その辺は心してやっていきたいと思えます。

○早川座長 他にいかがでしょうか。

出てきている問題は、食品安全への対応の仕方として、食中毒に関しては全体としての大きな見方をすることと、当然個々の事例に関しては個々の対処法があるわけで、そのように両面からやっていかないといけないということと、そもそも食品安全に関して、やはりそれぞれの立場の人が立場、立場でできるやり方で対応していくことがとても大事だと思います。

今までは政府にすべて「やってください」みたいな話で来たと思うのですが、そこを、言葉が適切かどうかわかりませんが、全関係者がそれぞれの立場、立場でやれることを最大限やっていくという、とても大事なメッセージの議論ができたのではないかと感じます。

ジアルジアの問題は、既にほとんど終わってしまったような感じもしますが、何か特別にコメントございますでしょうか。

それでは、次にヒラメ毒ですね。

ヒラメ毒に関しても、議論としては似たような議論かなと思いますが、いかがでございましょうか。

○高岡専門委員 ヒラメ毒に関しては最近やっとわかってきたというか、見えてきたものであって、実際、我々外食産業に携わる者も、どうすれば防げるのかわからないのが現状です。では、怖いから使うのをやめようという形になりまして、拝見すると冷凍にすれば大丈夫ですよという話があるのですが、現実問題、ある程度高級なお店ではヒラメを冷凍して提供することはないのですね。非常に味覚が落ちますから、基本的に生でしか使えません。ですから、やはり原因をもうちょっと追及していただいて、我々食品の安全を守る者の義務として、こういった状況でこういったことが起きますよということはしっかりお調べいただいて、さらに突き詰めていただきたいというのが希望でございます。

○渡邊専門委員 今おっしゃいましたように、*Kudoa* が実際に関係するということはこれから論文に出ます。ようやく日本発の論文として、この3月ぐらいかな、CID—Clinical Infectious Diseases いわゆる感染症学関係の雑誌に日本発ということで、国立医薬品研究所と感染症研究所、あと中央衛生研究所ですか、その連名で出ます。そういう意味では、こういう *Kudoa* 属のものがヒトに病気を起こすという世界初の発表だと思えます。

今、感染研も含めて、この病原体を検出するための遺伝子検査法ですか、そういうものを開発して、実態調査を行っています。ヒラメ等がどのぐらいこういう病原体を持っているのか、その辺のデータがだんだん出てくると思えます。

もう一つは、先ほどから出ていますように、寄生虫というのは冷凍すれば全部死ぬわけですけれども、おっしゃったようにヒラメは冷凍するとおいしくなくなるので、高級料理店では出なくなるというパラドックスがありますので、医薬品研究所において、実際そういうものを消去するためにどういう方法があるのか。1つは、少し温度を低目にした形でシメですか、そういうことをやることによって死ぬのではないかというデータも出ていますので、しばらく研究することによって対処方法が出てくると思われます。

そういった情報を厚生労働省または食品安全委員会を出していただくのも1つかと思えます。

○山田専門委員 アニサキスは目に見えるものですから、我々流通業者は十分それに注意を払っています。丸魚でお買いになられた場合は手の打ちようがありませんが、お刺身や柵にする場合は念には念を入れて見えています。ただヒラメ毒、は今の段階では手の打ちよ

うがなく、非常に不安に感じながら扱っている状況です。

今、渡邊先生がおっしゃったようにこれからどんどん情報が出てくるのであれば、それと並行して出来るだけ早く評価していただきたいと思います。

○早川座長 1 つは、データをこれからしっかり蓄積していく方向でということと、もう一つは、そのデータを情報開示していく、生産者、あるいは流通業界、あるいはユーザーというのですか——がそれをどう受けとめるかという問題なのだろうと思います。

ここは科学的な議論をする場所なので、ヒラメ毒について、ここからのメッセージとしてはデータをさらに蓄積して、その内容について吟味、場合によっては深くしていくという話だろうと思います。

もう一つの問題は、今のところ処置の仕方がわかっているわけですね。ですが処置すると、少なくともお刺身に関してはまずくなりますという、つまり嗜好の問題ですね。ですから、食嗜好の問題と食安全の問題をどこまでここで議論しなければいけないのか、ということなのかなと思って聞いていたのですが、個人的なことと言えば、本当に毒性が明らかになって処置の仕方がないのであれば、それはもう食べるほうは諦めていただく以外ではないのか。いや、それでも食べたい、覚悟して食べるということであれば、それはそれで一つの食べ方の問題、個人の問題でありますので何をか言わんやということですが。

○渡邊専門委員 科学的な観点からよろしいですか。

Kudoa というのはたくさん種類があるのですね。例えば魚が自己融解するような症状にも *Kudoa* の別の種が関係しているのですね。今回の *septempunctata* というのは、そういう意味では新しい種で、いろいろな魚がある程度持っています。どうして病気を起こすのかというあたりがまだよくわからないのですが、ある程度の個数、グラム当たりの個数がある程度いかないと起こらないということですので、量的なディレクションをどうするかが非常に大きな問題で、PCR という方法でやると、遺伝子があるものはみんな引っかかってしまうのですね。ほとんどのものが。ですから、どの辺で実際に病気を起こすのか、病気を起こすメカニズムとしてこの *Kudoa* が出す毒素性のものが関与しているのか、その辺のことがまだよくわかっていないので、いわゆる科学的な評価をする場合のデータがまだ不足しているという段階です。先ほど言いましたように、ペーパーとしてまだ1つしか出ませんので、食品安全委員会が科学的な評価をする委員会だとすれば、もうちょっとデータが必要であろうということです。

○早川座長 ハザードがあるということと、そのハザードの量がどのぐらいか、最大限見積もってどのぐらいの期間、頻度、ヒトが暴露されるのか、これがリスク評価につながっていくことだと思いますので、そういう意味でのデータの蓄積がこれから必要だ、そうい

うお話だと思えます。

○小出専門委員 教えていただきたいのですが、この調査会は3つの調査会が1つになって、リスクコミュニケーションというのがある。リスクコミュニケーションのときに、この調査会がリスクコミュニケーションの効果、本当にコミュニケーションできたことに対してどれだけ責任を持つか、そういう話を後でやりたいと思うのですが、今の2つに関しては、アニサキスについては専門家の間ではもう完全に機作もわかっているし、いわゆるハザードというのか、リスクとしての強さもわかっている。ただ、それがすべての消費者に伝わってはいない、だから消費者に対するリスクが足りないのかもしれない。私は生のサケは食べませんが、食べている人間がいる。今、そういうバラつきがあるわけです。

もう一つの *Kudoa* については、専門家の間でもまだ十分コミュニケーションができていないのかなと思いますから、これは企画等専門調査会としての勧告なのか、あるいはリスクコミとしての勧告なのかわかりませんが、アニサキスについては消費者に対するコミュニケーションをもう一度徹底して、ジアルジアについては別の専門調査会等におろして専門家同士のリスクコミと、それから対策について——これは対策と言ってはいけないのかな、まず評価ですか。評価をもう一度やれということをお勧めするということではないかと私は思います。

○早川座長 データの蓄積をさらにということ。

○鬼武専門委員 ヒラメ毒については、やはり今の段階ではわかっていない状況がある。私、一部レギュラトリーサイエンスの選定のほうにかかわっているのですが、こちらのほうで昨年農林水産省のほうでまず防止のための技術開発と、今年はそれに対するレギュラトリーサイエンスとしての事業が始まる予定ですので、管理側の措置としてある程度何か出てきたり、そうした中で、もし評価が必要ならば出てくるのではないかとということで、私はもう少し時間がかかるような気がしています。

○山本専門委員 まるで科学的でない意見なのでちょっと恥ずかしいのですが、私がもしヒラメを生でいただくのであれば、昆布締めにして冷凍して、味が落ちないようにしていただくので、そういう考え方もあるということで。一流の日本料理店などでは、そういったことはしているのではないのでしょうか。

○早川座長 いかがでしょうか、食べ方は安全性と関係しますがちょっと、ここでは議論が難しい……。例のユッケも、一流のところではちゃんと加熱処理をして薄い膜をつくって、それを切ると中はまだ生の状態である、そういう出し方をするのだみたいな話があるのですが、それはそれぞれの匠の技というか。食べるときの工夫ですね。

○堀口専門委員 数年以上前から、ヒラメの養殖などをして積極的に売っている水産県の方は、やはり安全に関してははっきり「大丈夫です」と言えるような状況ではなく、食中毒の発生が見られているのは事実で、どのようにそれを消費者に伝えていくかを考えておられましたので、今、渡邊先生が言われたとおり、科学的なことが今後わかっていくということと、それに対する管理の方法も農水省のほうの研究でわかっていくというところで、継続して観察していくことが水産県などにとっても必要なことではないかと考えます。

○早川座長 このデータでも、養殖のほうはややハザードとしては少な目であるといったことは書かれています、ないとは書いていませんね。

他にいかがでしょうか。

ヒラメについては、今、いろいろな御意見が出ましたが、方向性としてはおおむね2つ出ました。1つは、科学的なデータの蓄積が必要であるということ、もう一つは、先ほどおまとめいただきましたが、あわせて科学者間の情報交換及び消費者に対する情報提供がアップ・ツー・デートで必要なのではないかとということだと理解いたしました。そんなことでよろしいですか。

(「はい」と声あり)

○早川座長 それでは、もう一つの3-MCPDと3-MCPD脂肪酸エステルでございます。

今のところ平成22年にファクトシートを作成しているということですが、その後の新たな知見はないというようなお話であったかと思えます。

何か御意見ございますでしょうか。

○鬼武専門委員 前回、私が意見を申し上げて調べていただきまして、ありがとうございました。

私もインターネットで資料を調べたのですが、やはり昨年11月に、多分、食品安全委員会の事務局の方も御存じでしょうし、食品安全情報にもその一部の情報については載っております。

具体的には、ILSIのヨーロッパのワークショップでMCPDとそのパルミチン酸エステルについての報告がなされていて、その中の1つとして3-MCPDと、そのパルミチン酸エステル類の90日の毒性試験の比較がありました。これはEFSA——European food safety authorityからの受託研究で、その全文についてはインターネットでも入手はできます。

この研究の中身については、Universe of Parmaとなっておりますのでその研究者により行われておりまして、EFSA自体がこの研究を今、レビューしているかどうかはわかりませんが、ヨーロッパのほうでは、この件についてはかなり今、私自身が見た感じでは動いている。リスク評価の部分も動いているように感じております。

そういう趣旨からしますと、3-MCPD エステルと、前に食品安全委員会のほうでジアジルグリセロール——DAG のオイルについては既に評価しておりますし、その関係で、脂肪酸のグリシジルエステルと今回の 3-MCPD エステルについて評価が可能であれば、何かできるのではないかと思います。

○早川座長 今のお話は、情報をさらに積み重ねていって十分な知見が得られた際に、リスク評価、つまり「自ら評価」案件に乗せる方向でというお話なのか、今の時点から「自ら評価」案件に乗せるべき事例であるとおっしゃったのか、そこら辺を明確にお願いします。

○鬼武専門委員 他の優先順位との関係でいきますと、私は、その中では比較的優先順位が高いと受けとめたものです。

と申しますのは、DAG のときにもヨーロッパなりのほうが主導でかなり研究されていましたが、それ以降、同じようなものについて検討されていますし、もう 90 日の毒性試験もヨーロッパでは、インターネットでは報告されていますので、できたらそういうものを取り上げてはどうかと。もちろん他のものが優先順位として落ちていて、高いものがないという理解の上で、私は一つの候補として挙げてはいかがかと思いました。

○早川座長 他に御意見いかがでしょうか。

事務局から何かございますか。今のところ、ファクトシートを平成 21 年ですか、もともとこれはかつて「自ら評価」案件として検討して、多分上がらなかったのだらうと思いますが、その後、ファクトシートについては作成してきたということですね。あと、先ほど御説明がありましたように、最近ヨーロッパでもいろいろな検討が進んできている。

そういう全体状況を受けて、先ほどの問いかけと同じことになりますが、「自ら評価」案件として上げるくらいデータが整ってきているのか、もう少し蓄積が必要なのか、そこら辺のことなのですが。

といいますのは、科学的知見が充足されていない場合、不足している場合に、実際に評価しようとしてもどうしても結果的に、後の議事にも出てきますけれども、評価そのものにはたどり着けない。つまり、結果としてはファクトシートなりリスクプロファイルなりみたいな出口になってしまうこともありますので、そこら辺の今の状況について、もしコメントできれば伺いたいのですが。

○井原総務課長 事務局といたしましては、非常に消極的な姿勢ととられることとは思いますが、現時点の情報では、仮に「自ら評価」案件として行うことになったとしても、直ちに評価に入ることはなかなか難しい状況ではないかと思えます。

つまり、今、御紹介いただいたような情報をさらに集めて蓄積していくというステップ

が、まず必要になろうかとは考えております。

○阿南専門委員 後ほど言おうと思っていたのですが、DAG とすごく関係するところなのです。DAG は評価が始まりましたが、この間ずっとストップしています。去年の2月が最終でしたか。消費者の関心としては、確か2009年にDAGの問題が起こって、評価をする決めて出発しているわけですので、むしろそちらの評価作業を優先的に進めていただくことのほうが私は重要かと思っています。

私たちも、そのことについて何回も学習会を持っていたのですが、少しも動きがないのでこの間ストップしています。そうした観点から言いますと、やはりDAGのほうを優先的に進めていただいて、こちらはその後という形でやってもいいのではないかと思います。

○早川座長 今、おっしゃっているのはキャパシティとの問題も含めてということですね。DAGの問題、それは今どの辺りに……

○坂本評価課長 今、具体的に「いつ」とは申し上げられませんが、DAGについてはワーキンググループで審議をしていただくための準備を、現在、進めているところでございます。

○堀口専門委員 平成22年3月25日に出されたファクトシートは、平成19年度までの情報がまとめられていると思うのですが、例えば「自ら評価」にする、しないというものも1つ大事な議論だと思いますが、これをリニューアルするという考え方はないのでしょうか。

○早川座長 それはあると思います。例えば、これに関してはとりあえずファクトシートをさらに充実するというか、リニューアルしていくという方向で、この調査会としてサゼクションするということはあると思います。

○堀口専門委員 なので、情報が平成19年度までという、来年度というか、もうあと2カ月ほどで平成24年度になりますので5年ほど前ということで、情報自体がちょっと古いという印象にもなるかなと思うので、情報のリニューアルは必要ではないかと考えます。

○早川座長 鬼武委員、そういう方向でいかがでしょうか。

○鬼武専門委員 そういう方向でやっていただければ結構です。私としては、ぜひ注目しておいていただきたいと思っています。

○新本情報・緊急時対応課長 ちょっと事実関係を補足させていただきますと、今のファクトシートですが、確かに平成 17 年度、19 年度の調査事業をベースに作成したのが始まりですが、その後、新しい情報を追加して、直近では平成 22 年 3 月現在ということで整理しているものでございます。平成 19 年度以降の情報も入っているものでございますので、補足させていただきます。

○大瀧専門委員 クロロプロパノール類について教えていただきたいのですが、今、塩酸加水分解しているものと酵素加水分解しているものと両方出ていると思いますが、消費者は表示では見分けることができなくて、どちらを食べているかがわからないのですが、やはり塩酸加水分解しているもののほうが明らかに味が強いのですよね。全く表示で見分けられないし、コストを安く抑えるという点から言っても塩酸加水分解するものがだんだん増えてきているような気がしています。

それで、クロロプロパノール類の摂取状況なのですが、増えているのでしょうか、その辺を教えていただければと思います。

○早川座長 もしわかりましたら。いかがでしょうか。すぐ無理であれば後ほど。

○井原総務課長 にわかにはわかりませんので、後ほど。

○鬼武専門委員 関連する情報で、3-MCPD 自体、たんぱく加水分解物については、たしか 80 年代終わりか 90 年代の初めに東京水産大学から遺伝毒性があるということで、そこに端を発したと記憶しております。

生活協同組合では、今はまだ国内で管理基準という措置は決まっていますが、農林水産省のほうではたんぱく加水分解物に含まれる 3-MCPD をなるべく低減できるといったことで、もう 4 年ぐらい前から一定の醤油醸造の関係で減らしてきているということと、生活協同組合では、90 年代初頭から 3-MCPD、DCP は特段、パラレルの関係にあるので量的にも問題ないということで、3-MCPD については、その当時は 0.1ppm くらいの自主基準を持っておりまして、今、Codex のほうではさらに低い基準になっていますので、MCPD については、事業者のほうでは努力して低くする取り組みはあると思います。

ただ、ヨーロッパのほうでいろいろされているのは、今度はエステル体なりが、その発生が、また切れてできるのではないかとということがまた別の問題としてあるのですが、いわゆるたんぱく加水分解物については、国内の製造者のものはある程度管理できているのではないかと私は理解しています。

○新本情報・緊急時対応課長 今回の補足で、資料にもその辺の状況がありますので若干御

紹介させていただきます。

資料1-5の13ページ、ファクトシートで摂取状況を整理してございます。

13ページの真ん中あたりで3-MCPDの摂取量の推定をしてございますが、JECFAが設定しているTDIに比べるとかなり低い水準であるということがまずございます。

その上で、(3)の下のほうでございますが、先ほど鬼武委員も言われたとおり製造業者のほうで低減の取り組みをされていて、製造工程を改良することによって含有量をかなり減らせる技術ができているということで、14ページの表のような形で、販売用アミノ酸液の濃度はかなり低い水準になっております。

○堀口専門委員 多分ここにはアレルギーの先生がいらっしゃると思いますが、以前、食物アレルギーの発生に関して、たんぱく加水分解物の、先ほどの塩酸と酵素の話がされたと思います。食物アレルギーを発症される方にとっては酵素分解のほうが発症率が高かったりということがありましたので、やはりそこは、分かることが多分一番いいのだらうと思いますが、バランスはとても大事かなと思っております。

○早川座長 直ちにとというのはいかがでしょうか。

それでは、「自ら評価」案件候補、あるいは情報収集すべき案件、合わせて5件について、今、いろいろ御意見を賜りましたが、これまでの御意見をまとめ、あるいは案件候補の選定基準に照らして判断いたしますと、今回のところは「自ら評価」案件そのものに該当するものはないという整理になるかと思いますが、いかがでございましょうか。

もしそうであれば、その旨を食品安全委員会に御報告することにいたします。

今回御議論いただいた5つの案件については、いろいろな御提言もいただいておりますので、引き続き事務局において、1つは情報収集、もう一つはリスクコミュニケーション関係でのアクションということで、しっかり御努力いただくことにいたしたいと思っておりますが、こういう結論について、御意見がございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○早川座長 それでは、ただいま申し上げたことを報告しなければいけません、その体裁につきましては座長に御一任いただくということでよろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○早川座長 それでは、そのような形で進めさせていただきたいと思っております。

○近藤専門委員 次の議題に行く前に、ちょっと気になったことを申し上げておきたいと思っております。

「自ら評価」にどれを選定して、そのほか情報収集、リスコミをやっていくということについては、私としては全く異議も何もありませんが、その前提として、「自ら評価」の

案件項目を広く一般から募集するというのを、ここ2年ぐらいやってきたかと思います。当然ながら、大変専門的な議論の上で評価の案件項目が決まっていくと思うのですね。そういう非常に時間とエネルギーを使った作業が必要なわけですが、最終的にこういう結果になるということをお聞きしておりますと、広く一般から案件項目を募集することに意味があるのか非常に疑問に感じたので、一言申し上げておきたいと思います。

○早川座長 それにつきましては、私が答えることなのかちょっと分かりませんが、先回の専門調査会でしたか、阿南委員から、例えば選ばれなかったものも含めて、なぜ選ばれなかったのか、できるだけ国民の皆様にはわかりやすくお伝えするような方向を昨年からとっているわけですが、それを今年度についても積極的に展開していただきたいという御提言があったと思います。これは出てきた案件が多ければ多いほど食品安全委員会の負担が物すごく大きくなるし、わかりやすくするというのはまた大変な御努力だと思いますが、今回に関しても、そういう方向でのアクションは予定されていると理解してよろしいわけですよ。

○井原総務課長 広く案件公募の手続きをとって提案していただいていますので、今回、残念ながら案件候補とならなかったということについてはパブコメの中できちんと、どこまで詳しく理由を書けるかという問題はありますが、どういう理由で今回は候補に残らなかったといったところは、できるだけ御説明していきたいと思っております。

○早川座長 年間計画の中で各地で食育というのですか、いろいろな方に啓蒙、教育・普及活動され、あるいはリスクをされる。そのときに、今日、1つ大きな問題としては食中毒への対応の仕方として、リスクはリスクとして分かっているけれども、いかにそれぞれがそれに対応すべきか、場合によってはむしろそちらのほうに力点がかかるのだといったことも大きなまとめとして伝えていただけるといいかもしれません。今の状況では、いろいろ不安に感じていることが全部上がってきているわけですよ。それをもうちょっと大きな観点でくくってお伝えする。こういうそれぞれのコンセプトというか、考え方、対処の仕方がある。それに対して、食品安全委員会というのはこういうことを評価すべき役割を持つ機関であって、それに対してアクションをとっているのだと、そういった大きな話をしていただけると、多分、無駄とは言いませんが、食品安全委員会がすべてやってくれるのだという観点で上がってくる案件にある程度のセクションがかかるかもしれないし、国民の理解も深まるのではないかと思いますので、そういう方向でのアクションも、今後、少し心がけていただければいいのかなと感じました。やること自体に意味がないということではないと思いますが、いかがでしょうか。

○近藤専門委員 広く公募するという姿勢については非常に重要なことだと思いますが、

今、座長がおっしゃったように、何を申し出なければいけないか、広く公募するなら広い対象に向けて分かりやすい説明が必要だと思うのですね。「何か心配なことを申し出なさい」ということであれば、例えば2年続けて問題になった健康食品一般が気になると。しかし、「それはあなたの食生活の問題だから食品安全委員会の評価の対象ではない」と言われると「では、何を心配だと言えればいいのですか」という疑問も逆に起きてしまうと思うのですね。

ですから、そういう日常生活の中でふつふつと起きてくる疑問、ただ単にそれを言うのではありませんよということを非常に分かりやすく、科学というのはこういうものなのだというのを御説明いただく必要があるのかなと思います。

○阿南専門委員 今の件ですが、近藤委員の意見に全く賛成で、去年は160件ぐらいですか、それらについて、すべてまとめて整理して、情報提供しているのです。ですから、今回も追加の情報ということで、ダブっていないところを追加するだけの話だと思いますので、整理して、「今回「自ら評価」はしません、その理由はこうです」ということではなくて、今ここで、グラヤノトキシンでこういう情報があるわけですから、そういうことを整理して、追加して、全部情報を出していくということをやってくださいとこの前は申し上げたのです。

○早川座長 皆さんの思いは同じところにあると思いますので、よろしくどうぞお願いいたします。

○井原総務課長 ただいまの御意見を踏まえて、対応いたしたいと思えますし、来年度の「自ら評価」案件の公募の際にも、公募の趣旨、食品安全委員会の役割といったものを最初にわかりやすく説明した上で募集をかけるといった方向で対応していきたいと思えます。

○早川座長 よろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

(2) 「自ら評価」の今後の進め方について

○早川座長 それでは、2つ目の議題、「自ら評価」の今後の進め方についての審議に移ります。

これにつきましても、第1回会合において事務局に検討をお願いしておりました。

事務局の検討状況について、御説明をお願いいたします。

○井原総務課長 資料2をごらんください。

事務局の考え方（案）としてまとめさせていただいております。

まず、1の基本的な考え方としては、資料1－2にあるような選定基準に基づいて案件として選ばれたものですから、基本的には食品健康影響評価を行う、それが原則でございます。

しかしながら、2のところに書いておりますように、実際に評価の手續、準備なりを始めた後に、食品健康影響評価を行うために必要な科学的知見が十分ではなく、不足していることが明らかになる案件があることも事実でございます。そういう案件については基本的な考え方として、当然委員会での調査審議の結果を踏まえませんが、当面、食品健康影響評価を行うために必要な科学的知見を得ることが困難であると判断される場合には、その時点での情報をもとにファクトシートあるいはリスクプロファイルを作成し、それをもって食品健康影響評価の手續としては終了することとし、その時点で得られている情報を速やかに国民に提供していくという方向にしたいと考えています。

そのほうが、むしろ国民に対する情報提供という観点からは、いつまでも委員会のほうに情報をためておくより適切ではないかという考え方でございます。

3に移りますが、では、具体的にどのように終了の手續を進めていくかということでございます。

まず①、案件について担当の専門調査会が決定されている場合については、まずその専門調査会の先生方に御判断いただいて、当面必要な科学的知見を得ることが難しいと判断されるときは、その判断を食品安全委員会に報告していただく。

②、その報告に基づいて食品安全委員会で調査審議を行い、結果として、当面新たな科学的知見を得ることが困難であると判断する場合には、ファクトシートまたはリスクプロファイルの作成をもって食品健康影響評価を終了することを決定していただく。

③はやや例外的な場合ですが、担当の専門調査会等が決まらないような場合、どこの専門分野になるのかなかなか決まらないような場合については、食品安全委員会の事務局のほうで責任をもって状況を取りまとめた上で、委員会に報告して同じような手續を踏むことを考えております。

2ページをお願いします。

さはさりながら、案件として一応選ばれたわけですから、それで終わりというわけではなく、引き続き事務局で情報収集に努め、新たな科学的知見が得られたと考える場合については、そのことを企画等専門調査会に報告し、その情報をもとに先生方に食品健康影響評価を行うべきか否か審議していただいて、その結果を食品安全委員会に報告し、最終的に委員会のほうで実施の必要性の有無について決定する。すみません、ちょっと誤植がありまして、「開始を決定する」ではなく「決定する」です。

このような手續を事務局としては提案させていただきたいと思います。

○早川座長 ただいまの御説明の内容あるいは記載事項につきまして、御質問、御意見等

がございましたらよろしく申し上げます。

先ほど「自ら評価」案件を公募するというか、情報提供していただく時の話が出ましたが、今度は出口のほうの話でございます。

何かございますでしょうか。

○小出専門委員 主題からずれるかもしれませんが、1度どこかで。

先ほどからずっと伺っていて、早川座長のまとめられ方は大変分かりやすいと思うのですね。例えば、食品安全委員会の内部あるいは事業者やアカデミアの人の内部では、今、報告を受けたこれで全く問題ないと思いますが、これの前にあった、実際に消費者から寄せられたことに対してどう処理されたかといったことも含めて、座長の談話、あるいは——やはり座長が一番いいと思うのですが、やはりコミュニケーションというのは、伝えられたほうが「自分も何か言える相手がいる」という形でやらないと、伝えられたほうもなかなか自分たちがちゃんとそれを教えてもらった、あるいは伝えてもらった、報告を受けたという感覚が持てないのではないかと思います。

最近の食品安全委員会はホームページも、我々のような事業者の目から見ると随分よくなったな、すばらしく分かりやすくなったなと思いますが、ここにも消費者の代表の方がいらっしゃいますが、どうなのですかね、ここに来られるような方はそれでも分かってしまうのかもしれませんが、本当に伝えるという点ではやはり、私がよく引く例として、もう辞められましたがニュージーランドの Food safety authority のアンドリュー・マッケンジーという人がずっとコラムを書いていた。今は農水省のほうの副長官のような方がコラムを書かれています。それは先ほど早川座長がお話しされたような口調で、「こうこういう議題が出たが、これについてはこう考える」と話し言葉で発表される。そういうことがそろそろ日本の中でも必要なのではないかと思います。

ちょっと本題と違ってくるかもしれませんが、いかがでしょうか。委員会で「ホームページに載せました」ではなくて、やはり語りかけることが必要なのではないかと思います。

○早川座長 私はどう答えていいかわかりませんが、事務局のほうで、それに関連して何かございますでしょうか。

○栗本事務局長 御提案ありがとうございます。

私どもも常々そこは感じているところでございまして、工夫して、できるだけ正確で分かりやすい情報を提供するというのと、その決定の過程についてもできるだけ分かりやすく御説明するように努めてはいるつもりですが、ホームページに載せたからということで、それだけでは不十分なこともわかっております。

今回のことも、委員会の場で御議論いただくことになりますので、その場でのやりとり

ですとか、あるいは最後の委員長の取りまとめのお言葉とか、そういうものをもう少し分かりやすくお伝えする工夫は続けてまいりたいと思います。いろいろ制約もございまして難しいのですが、引き続き御意見もいただきながら対応させていただきたいと思います。

先ほども、機会があればと思ったのですが、食品安全基本法の考え方は、行政と事業者の責務を定めているとともに、消費者の役割も決めていまして、みんなで守ろうという精神なのです。ですので、私どももできるだけ情報は出して、ホームページには最低載せますし、メールマガジンにもできるだけ分かりやすく掲載してまいりますが、それをそれぞれのところでお使いいただいて、さらに広げていただく、御活用いただくことについては、ぜひ皆様方のお力をお借りしたいと思っております。

○堀口専門委員 私の解釈では、食品安全委員会が御努力されていることはみんな認識はしている。だけれども、もうちょっと深く踏み込んでいくには食品安全委員会の事務局を通すだけではなく、ときどきテレビに小泉先生が映っていらっしゃるのは拝見いたしますが、委員会として座長が「こういうことでした」という発表の機会があってもいいのではないかと。信頼感を得るための直接的なコミュニケーションの一瞬、10分なりかわかりませんが、あってもいいのではないかと、今、私は個人的に受け取りました。

○山根専門委員 いろいろと伺っていて、消費者自身が気をつけることとか、リスクをきちんと知るとか、そういうこともとても大事だとは思いますが。ただ、一方で、やはりいろいろ不適切なグルメ番組であったりとか、広告宣伝であったり、マスコミがいろいろ不安を煽っていたり、そういったところもたくさんございまして、そういった不安に答えてもらいたいということで、いろいろと要望等が届くということもあると思います。

ですから、できましたらいろいろな情報提供とともに、例えば不適切なものに対してきちんと対応や監視していることもアピールしていただきたいと思います。実際の対応は他の管理機関であるかもしれませんが、そういったところに投げかけているとか、そういうところできちんとされているとか、そうした状況もあわせて情報をいただければと思います。

○鬼武専門委員 先ほどの小出委員の御意見に賛成です。やはり食品安全委員会のホームページを見ていると努力は分かりますし、いろいろなメールマガジンとか、非常に委員長の裏側に1枚で非常に分かりやすい、資料も分かりますけれども、消費者の理解がもっと深まるというところまでは、なかなか難しいということが一方であると思います。

イギリスの Food standard agency ができたときも、最初の報告書に「putting consumer first」ということで「消費者のほうに軸足を向けて」と書いてありまして、それ以降 Food standard agency のトップの方がずっと、今はブログみたいな形で書いていらして、あれを読むとやはりおもしろいのですが。

そういう面では、いろいろお忙しいでしょうし、そういうことをやるリソースとかいろいろあるでしょうが、先ほどから出ていますように、やはりそういうところに踏み出していけないと一般の人は見ないのではないかと、皆さんの意見を聞いて私も思いますので、ぜひ御検討いただいて。先ほどの昆布締めの話は、私もおもしろいと思うのですね。

○北池勸告広報課長 ホームページの話が大分出ましたので。

私どものホームページに関しましては、2年前の7月にトップページを直してございます。その中で、今おっしゃいました消費者の方々への特別の窓をつくりまして、消費者の方々はそのらに入らせていただくという形でホームページの中を仕分けさせていただいたところでございます。

ただ、今、御指摘のとおり、消費者のほうの情報がまだ十分その中に盛り込めていない状況でございますので、その点に関してはできる限り充実させていきたいと思っております。

それから、いま一点ございましたマスコミ等の方々との関係の件ですが、私ども、以前もマスコミとの交流に努めておりましたが、今年に入りまして、来月2月15日に報道機関との意見交換会を開催しようと思っております。できる限り報道関係者の方々にも委員の先生方にも出ていただいて、私どもの今の状況を御説明するような取り組みも今年から開始しようと思っております。

○早川座長 他にいかがでございましょうか。議題に集中して審議していただければありがたいと思っております。

○迫専門委員 従前の「自ら評価」案件の取り扱いについては、結論がなかなか出ないということで、食品安全委員会の中で保留の状態のまま調査が続けられていった。1度こういう形で区切りをつけて、短期間でとにかく現段階の状況を報告していく、この繰り返しをしていくことによって食品安全委員会の信頼度も非常に高まるのではないかと、また関心を持っていただけるのではないかと。そういう意味では、こういう方法は大変いいと思います。

○早川座長 とにかく透明性をきちっと、情報開示をモットーとしていくという立場から言えば、できがよくても悪くても中間状態がどうなっているのか、どこに限界があるか、どこまで進んでいるのかという点に関しては努めて出していくほうがよい、最後の100%完成版がもちろん望ましいのですが、こういう出し方も当然あってしかるべきだと思います。

○迫専門委員 「科学的知見がない」というのも非常に重要なデータでございますので、

それを知らせていただくことが大事だと思います。

○早川座長 そうですね、分からないことを「分からない」とお伝えすることは非常に大事なことだと思います。

○大瀧専門委員 新開発食品などでいろいろ気になるものがあるのですが、今、ブームになっているコラーゲンですね。

たんぱく質なので体に入った場合のリスクは余り考えなくていいとは思いますが、宣伝広告の際に、コラーゲンを摂取するとそのまま自分のコラーゲンになるような勘違いをしていらっしゃる消費者が非常に多くて、ちょっとびっくりするのですが、いったんアミノ酸に分解されて、再合成されるというのが一般的な考え方だと思います。

それに似たことで、遺伝子組換え食品に関して、遺伝子がそのまま自分の体に取り込まれてしまうと勘違いしていらっしゃる消費者が多い。これが食品安全委員会の中立・公正な科学情報を提供する際に妨げになってしまうような気がしております、余り科学的でない宣伝は控えていただけないかと感じております。

○早川座長 そこは管理機関の対応が大きいだろうと思いますが、正しい情報の伝え方としては食品安全委員会のほうからも発信できると思うので、食品安全委員会は今、いろいろな注文を出されて大変であると思いますが、特に世間で、いろいろな意味でブーム的になっているようなことに関して、それは健康上、必ずしも正しくないということであれば、食品安全委員会の立場からの発信ができればいいかと、そういうことでございますよね。

こんなことを申し上げていいのかちょっとわかりませんが、食品安全委員会の今年度の予算を見ると、また減っているのですね。それで、これは本当に大変だなと。これだけいろいろな注文があって、予算や体制面ではどんどん縮小されていく。消費者側というか、国民の側もよく実態を知って、逆に国民のほうから、自分たちを守りたいのであれば食品安全委員会を充実強化するといった方向での声が上がってくれば一番いいかと今、思いました。が、まずは委員会への注文だということでございます。

○服部専門参考人 先ほども出たと思いますが、1度ファクトシートまたはリスクプロファイルをつくった後の、食品健康影響評価を再開するまでもないがファクトシートを更新するという手続があるかと思うので、その辺を少し記述しておいたほうがいいのではないかと思います。

○早川座長 例えばどのあたりでしょうか。御指摘いただければ。

○服部専門参考人 そうですね、3の③の後に「必要に応じて更新する」というようなこ

とを一文入れればよろしいのではないのでしょうか。

○井原総務課長 恐縮ですが、事務局からの提案としては、2の後段に「ホームページ等で「ファクトシート」又は「リスクプロファイル」を公表することとする」とありますので、「これらについては必要に応じ内容の更新を行っていくこととする」というような趣旨を追記することでいかがでしょうか。

○服部専門参考人 結構です。

○早川座長 他にいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この取扱い（案）につきましては、今、服部専門参考人からありましたように、2の「公表することとする」の後に「これらについては必要に応じ」云々とつけ加えるということで、この案については御了承いただけますでしょうか。

（「はい」と声あり）

○早川座長 ありがとうございます。

それでは、本件につきましても、食品安全委員会に対する報告の体裁等については座長に御一任いただくということでよろしゅうございますか。

（「はい」と声あり）

○早川座長 ありがとうございます。

そのような形で進めさせていただきます。

（3）平成24年度食品安全委員会運営計画について

○早川座長 続きまして3つ目の議題、平成24年度食品安全委員会運営計画についての審議に移ります。

まず、事務局から説明をお願いいたします。

○井原総務課長 予定の時間が大分押しておりますので、手短に説明させていただきます。

資料3をごらんください。

平成24年度の運営計画の新旧対照表でございます。

本年度と比べてかなり間が開いているような印象を持たれたと思いますが、基本的に来年度の運営計画策定の方針としては、運営計画策定には、まず、委員会の自立的な運営を行っていく上での計画という側面と、委員会が何をやっていこうとしているのかを対外的に説明するという2つの側面があるかと思っておりますので、その観点からできるだけわかりやすく記述すること、今年度の計画の中にはいわゆるお役人用語の「努める」という表現が散見されましたが、計画という趣旨から、実施予定のものを時期を含めてできるだけ具体的に記述すること、それから、読みやすいように項目ごとに個別見出しをつけること等

の改正を行っております。

1 ページでございます。

第1、運営の重点事項でございますが、まず事業運営方針、ポリシーにわたる部分について、重点事項に分けて記述しております。

重点事項については、5つ掲げております。

① 食品健康影響評価の効率的な実施に向けた体制の整備としては、事務局体制の強化を図るということでございます。参考資料2につけさせていただいておりますが、先ほど座長からございました予算が来年度も減りそうだという話の中、事務局体制の強化として、専門スタッフ職の新設といったことを来年度、予定しております。

②はリスクコミュニケーションの効果的な実施、③は調査・研究の重点化。これも参考資料2の2、主要事項の「技術研究の推進」とか「調査の着実な推進」というところで記載しておりますが予算が厳しい状況にありますので、効果的な調査研究を行っていくという趣旨です。それから情報収集の効率化、緊急時対応の強化、この5点を挙げております。

2 ページでございます。

第2、委員会の運営全般でございますが、会議の開催、企画等専門調査会の開催等ございます。来年度のスケジュールにつきましては、別紙1に掲げております。年度4回の開催を予定しております。(3)は専門調査会の効率的な実施という観点から、内容的には今年度と同じですが、①から③を掲げております。それから専門調査会の連携の確保、それから新しく事務局体制の整備ということで、効率的、効果的な評価の実施の観点から、事務局体制の強化に向けた検討を行うということを書いております。

今年度計画の2番にある運営状況報告書、運営計画の作成は、当たり前のことであり、わざわざ記載することもないということで、来年度は記載を省略しております。

第3、食品健康影響評価の実施でございますが、まず、評価要請案件の着実な実施、企業申請案件の計画的な調査審議。

3 ページから 4 ページにかけて評価ガイドライン等の策定について、具体的に平成 24 年度に何ができるかということで、来年度は農薬の食品健康影響評価における代謝／分解物に関する考え方をまとめるということを記載しております。

それから「自ら評価」案件について、いろいろ御意見いただきましたので、それを踏まえて実施していきたいと思っておりますが、スケジュールとしては、別紙2にありますように、ほぼ今年度と同じような予定で進めていくこととしております。

4 ページから 5 ページにかけて「自ら評価」の実施について記載しております。現在①から⑦まで評価案件が残っておりますので、これらを効率的に進めるとともに、先ほど御議論いただきました手続の終わらせ方ですが、リスクプロファイルとかファクトシートができるものについては作成するといったことを考えております。

それから「自ら評価」の結果の情報発信ということで、先ほど御意見をいただきましたので、それを踏まえて情報提供を行っていきたいと考えております。

第4、評価の結果に基づく施策の実施状況の監視では、来年度は4月、10月の調査を予定しております。モニター報告については、平成24年7月と平成25年2月に意識調査を実施することとしております。

第5、調査・研究事業の推進では、先ほど申しましたように、真に必要性の高いものを選定するという考え方を書いております。あとは事後評価の実施、平成24年11月、平成25年2月に中間評価の実施、あるいは実地指導等を行うということを書かせていただいております。

調査の推進についても同様です。

第6、リスクコミュニケーションの促進では、意見交換会の開催、8ページの情報提供・相談等の積極的実施について、ツールとして①から④までを整理して書かせていただいております。特にパンフレットの更新が進んでおりませんので、来年度は最新の情報に改訂する予定でおります。それから、マスメディア等との連携の充実・強化、食の安全ダイヤルを通じた消費者等からの相談等への対応、科学的な知識・考え方の普及等々でございます。

9ページ、4点目として地方公共団体との連携ですが、来年度は11月に地方公共団体との連絡会議の開催を予定しております。

第7、緊急事態への対応につきましては後ほど御審議いただきますが、10ページ、平成24年4月から10月に研修、11月に確認訓練等を行うことを予定しております。

第8、情報の収集、整理ですが、これもコンパクトに、どういうツールを使って情報共有を行うかを記載しており、食品安全総合情報システム、ハザード報告シート等を使うことを書いています。

第9、国際協調の推進では、毎年度、国際会議等へ参加しておりますが、現時点で決まっている会議はそこに書かれているとおりでございます。

甚だ簡単でございますが、運営計画については以上でございます。

○早川座長 ただいま御説明の内容あるいは記載事項につきまして、御質問、御意見等がありましたらお願いします。

○鬼武専門委員 1点だけお尋ねしたいのですが、7ページで、食品安全に関する試験研究の推進については、厚生労働省と農林水産省との定期的な政策調整等をやると書かれていますが、消費者庁が2009年にできて、消費者委員会でも、食品表示にかかわるのですが、それと関連して省庁間の連絡会議と申しますか、そういうものがあるのでしょうか。

例えば、消費者庁では過去に、トランス脂肪酸についての情報はある程度必要があるという判断をされていますが、食品安全委員会では、トランス脂肪酸についてはこの前、結論が出たといったことがあって、その辺の連携はどのようになっているのかお尋ねしたいのですが。

○井原総務課長 そこに書かせていただいています、定期的な意見交換、情報交換等の会合は持っております。

○鬼武専門委員 厚生労働省と農林水産省しかここには書いていませんが、含まれるということでもいいわけですね。

○井原総務課長 そうですね、厚生労働省、農林水産省、消費者庁等ですね。環境省も入る……

○鬼武専門委員 いや、あるなら書いてもらったほうがいいと思いますが。

○井原総務課長 わかりました。

○阿南専門委員 先ほど出したジアジルグリセロール、脂肪酸エステルの話ですが、評価の検討がストップしているのは何か理由があったのでしょうか。

○坂本評価課長 一つには放射性物質の審議があったということと、トランス脂肪酸等の評価を行っている先生がかぶっていたこと等もございます。あと、厚生労働省からいただいた回答等の整理をしております、申し上げましたように今準備しているところでございますので、時期は明確には申し上げられませんが、できるだけ早い時期にワーキングの会合を開催したいということで、準備しているところでございます。

○早川座長 他にいかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

○新本情報・緊急時対応課長 今ほど鬼武委員が言われたのは、運営計画 7 ページの(5)のところでしょうか。

○鬼武専門委員 (5)のところは研究なので、そのほかのところでやられているかどうか。どこかに書かれていれば、それでいいと思います。私はそういう趣旨で発言したつもりです。

○早川座長 それはこの中のどこかに書かれているのですか。

○井原総務課長 連絡調整会議の開催の中でということですが……

○新本情報・緊急時対応課長 研究については研究をやっているところということでございまして、消費者庁は入ってございません。関係省庁が列記されてございますが、今、鬼武委員が言われたのはまさに関係府省連絡会議ということで、これは消費者庁も含めた形で、食品安全に係る連絡会議がございまして、そこでは消費者庁、環境省なども構成メンバーになっているのが実態でございます。

○井原総務課長 申しわけございません、勘違いしておりました。……

○鬼武専門委員 一般的にやられていることが事実であれば、いいです。消費者委員会の座長さんも、例えば「このリスクについては食品安全委員会に確認したら」とか、向こうで意見を言うときどきそういうことがあるのですよね。事後よりも事前にそういうことは調整されたほうがよろしいですし、特にトランス脂肪酸は国内ではかなり力を入れてやられたと思うのですが、その結果のところはどうも私には釈然としない——ではありませんが、何かもやもやとしていて。結論部分がですね。

そういうことがあって、それはやはり省庁間でかなり話し合ってもらったほうがいいと思ったのです。そういう意見です。

○井原総務課長 そういう意味では、毎週金曜日にやっております。

○早川座長 今のところは、7 ページの右側、(5) 連絡調整会議の開催の中に関係省庁はすべて含まれているという理解——ではないのですか。

○新本情報・緊急時対応課長 7 ページは研究の世界での調整ということで、具体的な調整の場として関係府省連絡調整会議があるということを記述しているものでございます。

これとは別に、食品安全全体の連絡調整のための関係府省連絡会議があるということでございます。

○早川座長 どこかに書かれているのですか。

○新本情報・緊急時対応課長 ここにはございませんが、食品安全の基本的事項に基づきまして、「関係府省との連携・政策調整の強化について」ということが関係府省申し合わせとして既にございまして、そこに明確に関係省庁が列記されているのが現状でございます。

○早川座長 どこかに書いておく必要はないのでしょうか。

○井原総務課長 後ほど事務局で適切な場所を探しまして、書くようにいたします。

○早川座長 一般論としては、ちゃんと連絡調整している。研究に関しては研究をやっている関係機関だけでやっている、そういう意味ですね。

○小泉専門委員 それに関連するのですが、9 ページの緊急事態への対処でも「関係行政機関等との密接な連携の上、」と。これは当然のことでもありますし、これまでの訓練でもこの辺は十分認識の上、なさっていると思いますが、改めて、これが本当に機能するのか、そこはこれからの運営においてもう少し具体的にやっていただきたいと思います。

○早川座長 これは、この後の議論に出る部分でもありますが。

○井原総務課長 確認訓練等を実施しておりますが、その中で、実際に関係省庁との連携をどうとっていくかといったことも考えながら訓練をやっていますので、次のところであわせて御議論いただければと思います。

○堀口専門委員 研究をしている立場から。

先ほど鬼武委員が言われた7ページの第5の(5)について、もちろん研究費を持っていらっしゃる府省庁だけで御議論されるのは最低限必要なこととは認識いたしますが、現実、研究結果を解釈する会議に資料が上がるというところからすれば、消費者庁もそこには入っているので、私ども、個々の研究班会議において消費者庁に御依頼して担当の方に来ていただくこともありますので、そういうことを考えれば、消費者庁が研究費を持っているわけではありませんが、第5の(5)の連絡調整会議の開催のところに、出席するかどうかはその省庁にお任せだと思いますが、消費者庁も入れておいたほうが円滑にコミュニケーションが進むのではないかと私は認識いたします。

○早川座長 これは2つあると思いますが、まず1つは、試験研究の推進に係る連携・政策調整の強化について等。この「等」が何を含んでいるのかということだと思っておりますが、事後の、実際研究した結果を次の政策にどう反映して展開していくかということに関しては、場合によっては消費者庁も関与してくる。そういう御趣旨ですよね。

○堀口専門委員 ですし、何を国としてリサーチしていくのかというところは、「消費者だから知らされるべきではない」みたいな話では……。例えば、新しいものを発見したというようなことであればちょっと違うのかもしれませんが、出席するかどうかは別として、「こういうものを行っているよ」ぐらいのお知らせはあってもいいのではないかと考えたのですが。

○早川座長 これは多分、研究というものが各省庁で持っているお金で重複しないようにということも含めて、全体で調整してそれぞれのテリトリーごとにうまく整理してやりましょうという趣旨だと思うのですね、もともとは。だから、そこに消費者庁が入るのか、入らないのかという微妙な問題があるのかなと。

おっしゃっている意味はわかりますので、どういう課題を取り上げるのかという……

○堀口専門委員 それであれば、(5)の表現を少し変えていただければと思います。

○早川座長 事務局、いかがですか。

要するに問題は2つあって、日本全体を見渡したところで、それぞれの役割としてどういう研究を各省庁がやっていくのかという話が1つ。そのときに消費者庁がどういうコミットをするのかということと、事後、それを政策として反映していくときにどういう形でそれぞれの関係省庁がコミットしていくのか、その2つの話があるのかなと思います。

○井原総務課長 表現ぶりという点でいきますと、7ページの(5)連絡調整会議の開催のところの目的が、「研究を効率的に実施するため、」ということで、広い意味で選定以後の研究の実施という観点については、委員おっしゃいましたように消費者庁も、実際にどういう連携のとり方をするかということではありますが、関係すると思います。ですから、そこは連絡調整会議等の開催ということで「……等を必要に応じて開催し、関係府省との連携・政策調整を強化する」という形でよろしいでしょうか。

○早川座長 よろしいですか、趣旨はそういうことです。

○堀口専門委員 はい。あえて省庁名は挙げなくてもよろしいのではないかと思います。

○早川座長 他にいかがでございましょうか。よろしいですか。

それでは、今、御指摘のあったところを修正していただいて、この案をまとめるということによろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○早川座長 それでは、本件につきましても、食品安全委員会に対する報告の体裁等につきましては座長に御一任いただくということによろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○早川座長 ありがとうございます。

先ほどの「自ら評価」の案件候補(案)とただいまの運営計画(案)につきましては、企画等専門調査会の取りまとめとして委員会に報告させていただくこととなりますが、そ

の委員会への報告後の扱いがどのようなものになるか、お願いいたします。

○井原総務課長 この2つの案件につきましては、早ければ2月9日、難しいようであれば16日の食品安全委員会の会合において、本日御審議いただいた内容を報告いたしまして、委員会で御審議いただくことにしています。

その後、パブコメを行いまして、最終的に委員会で取りまとめていただく予定でございます。

○早川座長 何か御質問等ございますか。よろしいですか。

それでは、ちょっと時間が押して恐縮でございますが、次の議題に移ります。

(4) 平成23年度食品安全委員会緊急時対応訓練結果及び平成24年度緊急時対応訓練計画について

○早川座長 4番目の議題として、平成23年度食品安全委員会緊急時対応訓練結果及び平成24年度緊急時対応訓練計画案についての審議に移ります。

まず、事務局から説明をお願いいたします。

○新本情報・緊急時対応課長 関係する資料は資料4-1、4-2、それからお手元にファイルで手順書をお配りしてございます。

食品安全委員会では、大規模な食中毒の発生といった緊急事態に備えるために、平時から緊急時対応訓練を実施してございまして、本日は平成23年度の訓練結果の御報告と、そこで得られた課題と対応策について御審議いただき、次年度の訓練や緊急時対応の手順書等に反映させるべく御意見を賜ればと考えてございます。

時間の関係もございまして、スライドを用いて御説明させていただきます。

(スクリーン)

平成23年度の訓練の状況を御紹介したいと思います。

緊急時対応訓練と申しますのは、委員会で決定された緊急時対応実施指針に基づいて、毎年度、実施しているものでございます。これにつきましてはいわゆるPCDAサイクルということで、契約とその検証ということでやってございまして、本日の調査会で御審議いただいて、改善策を次年度の訓練計画に反映させていただくという流れになっているものでございます。

平成23年度の訓練の設計でございしますが、大きくは実務研修と申します実務の研修を実施して、その結果を確認する確認訓練との2本立てになってございます。当初の予定では実務研修は9月から、確認訓練は今年2月でございましたが、これを前倒ししまして、確認訓練は昨年12月に実施しているところでございます。

実務研修の内容でございしますが、緊急時の対応の研修ということで、職員に対する手順

書の説明。それからホームページの関係で、非常時に緊急に情報をアップする必要がある場合の技術ということで、情報掲載の研究をこの9月から12月にかけてやってございます。

2つ目といたしまして、国民に対して迅速かつ的確に情報提供を行えるように、メディア対応に係る研修を10月と11月の2回実施してございます。

その訓練の様子でございますが、これは記者説明会の研修のその1でございます。分かりやすく誤解を与えない資料作成技術の習得を目標とした研修の様子でございます。資料作成の要点につきましては野村委員から御講義をいただいております。仮想のシナリオに基づいてグループごとに情報提供資料を試作したというのが、この研修でございます。

これが2回目、11月に開催したものでございますが、さきの研修で作成した資料をもとに、実際の模擬記者説明ということで、報道関係者を講師といたしまして説明方法の要点を講義いただいた上で、その後、実践として4名の委員による説明、記者との質疑応答の訓練を実施しました。

そういった実務研修を経て、確認訓練を昨年12月に開催してございます。10時から15時過ぎまで実施ということで、事務局、委員約30名程度の参加のもとで、実務研修の結果と緊急時の対応手順について確認するための訓練を実施しました。

この訓練に当たりましてはシナリオを提示せずに、仮想のシナリオに基づいた1日をかけての実働訓練という形で実施したものでございます。訓練に当たりましては、オブザーバーとしてマスコミ関係者にも入っていただきました。

これは初動の段階で、事態認知をした後の委員長への報告の様子でございます。この時点での指示を確認して、トップダウンによる迅速な対応を心がけたというものでございます。

これはホームページへの掲載ということで、情報提供を試行している様子でございます。

これは臨時の事務局会議と臨時委員の打ち合わせで、情報提供の方針を決定して、訓練中に作成した情報提供資料の内容について検討しているところでございます。本年は、この事務局会議と委員打ち合わせを同時に行うという形で、迅速化に努めたところでございます。

これは、訓練の最後に行った模擬記者説明会の様子でございます。本番を想定いたしまして、訓練参加者を記者役にしまして質疑応答を実施いたしました。

この模様については、マスコミの方にオブザーバーとして入っていただいて、その後に公表していただいたところでございます。

以上の確認訓練の結果につきましては、この後、12月15日に訓練総括会議を開催しまして、課題の抽出と対応策についての検討を行いました。

恐縮でございますがお手元の資料に戻っていただきまして、資料4-1の9ページをごらんください。

こういった訓練の結果を踏まえて結果が浮き彫りになりましたので、課題と対応案を整

理したものでございます。

上のほうの実務研修でございますが、時間の関係もありますのでかいつまんで申し上げますと、やはり手順書の研修なりホームページの研修というのは、人事異動もございまして、なるべく早い時期に実施することが課題となっております。また、記者説明会の関係で言えば、実際の訓練の中では質問が生ぬるいといった意見もございましたので、そこは、より厳しいことを想定した訓練が必要だという課題も明らかになってございます。

2番の確認訓練の結果を踏まえた課題と対応でございますが、特に手順につきましては、緊急時でございますので、時間的な猶予がない中での対応の工夫が必要だということで、例えば事務会議と委員打ち合わせを同時にやってみましたけれども、そういったことは手順書に明記することを対応として考えているところでございます。

また、情報共有という意味では、外部からの問い合わせが実際の記者対応の面でも非常に参考になりますので、例えば食の安全ダイヤルへの問い合わせ内容につきましては、早い段階で委員にも共有するといったところに留意する必要があるということでございます。

最後のページになりますが、情報資料の作成、あるいは委員会としての意思決定に当たっては、やはりこれも迅速性に絡む話でございますが、事務局、委員が同時に決定行為に関与していくような工夫が必要だということ。

また、手順8のように、やはり組織としての対応になりますので、大臣レク等にきちんと対応できるような形での留意ということも反省としてあったところでございます。

また、記者説明会での対応につきましても、専門のマスコミの先生方からテクニク的なところも御指摘いただきましたので、これらにつきましては手順書に反映し、確認させていただきたいと考えてございます。

以上のような課題と対応方向が明らかになったところでございますが、8ページの「まとめ」に戻っていただきまして、平成23年度の訓練の結果としては、1つは、このような体系的な訓練は継続して実施する必要があるということと、やはり改善点がいろいろ見えてきましたので、これにつきましては緊急時対応手順書として取りまとめる必要があるということでございます。さらに、食品安全委員会として科学的知見の情報収集ということで、主に評価系の専門委員の先生方の連絡体制についてもあらかじめ準備しておく必要があるということがまとめでございます。

そういったことを受けまして、平成24年度の訓練の重点課題でございますが、1つは、重要な情報を迅速かつ的確に国民に提供するための組織能力の向上ということで、今、申し上げた手順書に係る実務研修を行うということが1点でございます。

また、メディア対応研修についても、引き続き分かりやすく、誤解を与えない資料作成技術や説明・応答技術の向上を図ることに重点を置きたいということでございます。

さらに、確認訓練につきましては、今年度に引き続きシナリオ非提示による訓練の実施等、より実践的な訓練を行いたいというものでございます。

また、(2)にありますように、訓練で得られた成果につきましては、必要に応じて食

品安全委員会のマニュアル等に反映していくということを重点課題にしたいというものでございます。

資料4-2が、今、申しあげました平成23年度の訓練結果を踏まえた平成24年度の緊急時対応訓練計画（案）でございます。

基本方針、重点課題は今ほど申したものでございますが、2ページの訓練設計といたしましては、実務研修につきましては例年よりも早目に行うということで、4月から10月までの間に、確認訓練については11月に行いたいというものでございます。

訓練の中身につきましては、今後、この重点課題に即して具体的な内容を検討していきたいと考えてございますが、訓練の骨子につきましては、次回の企画等専門調査会で御確認いただきたいと考えてございます。

以上が平成23年度の訓練結果と、それを踏まえた平成24年度の訓練計画でございます。

お手元の資料4-1と4-2について御審議いただきまして、これらにつきましては食品安全委員会に報告する予定としてございます。必要な見直しを行った上で報告したいと考えてございますので、どうぞよろしく願いいたします。

○早川座長 それでは、御審議のほどお願いいたします。

○堀口専門委員 訓練お疲れさまです。

情報提供を1点。

実は厚生労働省の健康危機管理の研究事業をやっておりまして、平成23年度は危機管理時のコミュニケーションのトレーニングの道具をつくるということで研究が終了いたしまして、10以上の危機時のコミュニケーションの研修のための道具の作成を終了いたしますので、もし御入りの際は厚生労働省の厚生科学課に御連絡いただければ食品安全委員会でも成果物の利用が可能だと思われます。

食品と感染症がテーマになっておりますので、現実に都道府県などの危機時のコミュニケーションの研修で既に利用しておりますので、御一報いただければ、それは皆さんの税金から研究費をいただいたものですので、御利用いただければと思います。

○小泉専門委員 先ほどの「関係行政機関」というのにまだ引っかかっているのですが、非常に限られた時間の中でやる訓練なので、みんな同じ……、関係行政機関から異なる意見が出た場合にどう対応していくかも、ぜひ平成24年度には入れていただきたいと思っております。

○新本情報・緊急時対応課長 平成23年度の訓練におきましても、他省庁からの情報をもとにとったシナリオもありまして、かなりそこは実践的なところを意識してやっているつもりでございますが、今の御指摘を踏まえまして、平成24年度の具体的な内容につ

いて検討させていただきたいと思います。

○早川座長 資料4-2の訓練計画(案)の中に、今の関係省庁連携した形の話盛り込んでいただくようにという御提案と受け取ってよろしいですか。

○小泉専門委員 盛り込むというのは、反対意見、あるいは——例えばある業界に対して風評被害になるのではないかと、限られた時間の中で何とか発信しなくてはならないときに、そういう利害対立ということがあるだろうと思うのです。省庁間なり関係機関の中で、そういう食品安全委員会の役割とリスク管理機関の役割との衝突といった事態をこれまでの訓練では想定していなかったように記憶していますので、今回はそういうものも想定していただいたらどうかという提案です。

○新本情報・緊急時対応課長 訓練の中でどこまでできるかは検討させていただきたいと思いますが、食品安全委員会の緊急時の対応のポイントといたしましては、科学的な情報を分かりやすく迅速に提供することが主眼でございますので、そういったところが訓練のポイントになるかと思えます。

今、委員が言われた利害調整の部分でございますが、一応政府の体制といたしましては、こういった食品事故のような消費者安全に係る情報総括官制度ということで、これはまさに消費者庁、関係省庁から成る制度があるわけでございますので、そういった中で情報共有しながら、すり合わせをしながら対応していくことになるのではなかろうかと思えます。

○早川座長 この計画案の中には今のような話は、必ずしも言葉として取り込む必要はないということですか。それは当然の前提であるということですか。

○井原総務課長 実際に管理機関側からいただいた情報をもとに、食品安全委員会のほうでどういう情報を国民に、混乱しないように、誤解のないように迅速に情報提供していくかという観点から確認訓練等を行っておりますので、来年度の訓練のシナリオ作成の際にそういった点も十分踏まえながら、いただいた御意見を踏まえまして、つまり、意見が対立するような場合も想定した上で訓練を実施するようにやっていきたいと思えます。

○小泉専門委員 ありがとうございます。

○山根専門委員 昨年の震災と原発事故の前と後で、この危機管理の意識というか、対応とか手順等に大きな違いがあるのでしょうか。もしあれば教えていただきたいと思います。

○新本情報・緊急時対応課長 この関係につきましては、この企画等専門調査会の前の緊

急時専門調査会を昨年9月に開催いたしまして、震災以降の対応についても御報告し、それを踏まえて緊急対応について御審議いただいたところでございます。

これにつきましては、緊急時対応手順書などに順次反映するというところでございますが、その際、特に専門委員の先生方から御指摘がありましたのは、やはり迅速で的確な情報提供の重要性でございましたので、今年度の訓練についてはそういった迅速性にかなり留意しながら対応させていただいているところでございます。来年度の訓練におきましても、その辺が一つのポイントになるのではないかと考えてございます。

○大瀧専門委員 今回の原発の事故で、食品安全委員会が一生懸命取り組んでいらっしゃることは消費者からも意見をいただいています、メディアで専門家が細かく説明していただくことはとても意味があると思います。ただ、それで正確に理解される方は、一部の知識レベルの高い方にすぎないかもしれないという感じもしております。先ほど語りかけるといってご意見をお聴きしましたが、一般の消費者や家庭の主婦に関しましては、それを聞いて分かったつもりでも、例えば確認できる場所がないとかえって不安になってしまったりということがあると思いますので、その方、その方に丁寧に直接、その人の理解の度合いを確認しながら話していかなければならないのではないかと気がしています。

私は茨城県に住んでいますので、原発事故以来300人以上の方に放射性物質の話をしてきましたが、まずセシウムは分解しないということをお話しないと、原子と化合物が混乱していたり、微生物がセシウムを分解できると思っただけでいらっしゃる方もおられまして、専門家の方からすればばかばかしいと思われるかもしれませんが、そういうところから風評被害が始まっているのだと思います。

食品中には放射性カリウムも含まれていますし、体も放射性物質を持っていることや、自然界の放射線についてとか、検査機器についても精度がいろいろ違うこととか、あとはベクレルをシーベルトに変える方法について話して、計算問題を幾つかつくって一緒に考えて、出てきた値がどういう意味を持つのかを自分で判断していただけるように話さなければいけないのではないかと考えています。

そこまで話さなければいけないのかと考えられるかもしれませんが、そこまで話せば正しい方向に理解していただける方はたくさんいらっしゃると思っただけです。消費者は今回のリスクとの付き合い方を、何を手がかりに考えていいのかわからない方が多いようですし、データの解釈について説明が余りなされずデータだけが提供されてしまっていることに問題を感じています。

一方で、幾ら検査してもゼロでないという消費者もいらっしゃいますし、ゼロを目指しますという企業もありまして、科学情報の理解に関していかなるものかと思っただけです。

○早川座長 どれだけ消費者目線に立ってリスクが、あるいは対応ができるかというお

話だと思います。

○中村専門参考人 この緊急時訓練の内容ですが、正確な情報をきちっと伝えることは非常に重要だと思っていて、どういう訓練が行われているかは存じ上げませんが、多分震災とか、私たち組合の世界でもいろいろ混乱が起こって困るというのは、例えば急に毒物が混入したとか、そういったことが起こったときに情報の出所が五月雨で出てくるのが最大の問題で、ここで期待されているのは、きちっとオーソリティというか、信頼するに足る情報をきちっと出すのがこの委員会の役割だと思います。

訓練の中身ですが、情報がきちっと揃うまで出さないということだと物すごく不安になってくるわけで、いつになったら出てくるのだという話と、きちっと分かるものはきちっと出して、その時点で何をしたらいいのか指示をするというところがあって、危機管理は通常2番目のほうをとるのでしょうか、例えばこういう訓練の中で、最初から情報を完全に集めて出すという部分と、早く出すという部分、そういう技術的な部分を意図されて訓練をやっているのか、それとも1つの情報が入って次の情報が来ないとか、コンフリクトで次どうするかとか、そのときに記者にどう話すのかとか、そういう訓練の概念ということで積み重ねられているということではないでしょうか。

あらかじめきちっと情報を集めて、それを迅速にやって、それで完璧にコミュニケーションするようにしましょうという1回限りの対応ではなくて、むしろ変化の過程の中でどう対応するかという、本質はそうだと考えているのですが、先ほどの訓練のスライドだと、どうもそういうニュアンスは読み取れなかったのです。

○早川座長 緊急時というのは走りながらというか、時間と格闘しながらいかに正しい情報を集めて発信するか、そういうことなのだろうと思いますが、それに対する訓練をどう盛り込むか。

○新本情報・緊急時対応課長 今回の訓練のシナリオは食中毒をテーマとさせていただきました。食品安全委員会の訓練は、科学的な情報を正確に、分かりやすくということですが、ベースとなるのは日ごろの情報をいかに蓄積しておくかということですが、そこは平時の対応として、情報収集活動、整理をしてございます。

この訓練におきましては、そういったものを分かりやすく迅速に出すというところにポイントを置いてございまして、まさに分かりやすいプレスリリース資料、分かりやすい参考資料をつくる。それから、実際の説明の際に記者さんからいろいろな御質問がありますから、それに対する経験を増すというところに主眼を置いているところでございます。

おっしゃるとおり、事態の変化に応じてさまざまな対応ということはあるわけですが、やはりベースとしては日ごろの情報の蓄積をかなり重視して、その上で、出し方についての訓練を実務研修なりで確認しているというのが実態でございます。

○早川座長 消費者に対する情報発信と、もう一つが政策決定者、政府に対してどういう形で緊急時に提言と申しますか、情報提供していくかという部分もとても大事であると思っておりますので、そこら辺を。

○新本情報・緊急時対応課長 実は平成 23 年度の訓練では、情報提供とあわせて関係各省に対する意見具申についてもシナリオに入れまして、やらせていただいたところがございます。具体的には、リスク管理を担当する管理官庁に対しての具体的な検査の必要性、指示をすると申したことで、まさに座長おっしゃるような形も想定して、具体的な科学的知見に基づいて、管理組織に対してどういう意見を言う場合にはどういう動き方をしたらいいかということも訓練の中で検証させていただいたところがございます。

○阿南専門委員 食中毒と申しますと、昨年 4 月に富山で腸管出血性大腸菌による食中毒が起りましたが、あのときにどうやって情報を集めたか——早く情報を得て、それからですね。食品安全委員会がどうやってその情報を察知するのかというところが一番大事だと思うのです。そうでないと、では何を発信すればいいのか、どう動けばいいのかも分からないのではないのでしょうか。その辺の体制をはっきりと確立していかなければいけないと思っております。

○新本情報・緊急時対応課長 非常に重要な点でございます、情報収集に関しましては関係各省からのネットワークで入る部分と、食品安全委員会が独自に国内外の文献あるいはホームページ、さらにはジャーナル等を収集してございまして、そういった中での情報収集については日々努めているところでございます。

今回のユッケの関係とか、あるいはドイツでも 0-104 等ございましたが、そういった情報も収集して、発信すべきものについては概要という形でまとめさせていただいて、ホームページを介して速やかな情報提供に努めているところでございます。

○阿南専門委員 富山のときは、どうされましたか。

○新本情報・緊急時対応課長 富山の際は、事案の厚労省の発表をまず食品安全委員会のホームページからリンクさせていただきまして、さらに、いわゆる腸管出血性大腸菌に関する科学的な、分かりやすい資料ということで、関連する食品安全委員会が持っております食中毒に関する情報を、たしか「重要なお知らせ」という形でホームページに掲載し、関連する情報が体系的に見られるような形で用意いたしまして、広く情報提供させていただいたところがございます。

○堀口専門委員 今回の阿南委員の発言を受けて、それに関して今回のトレーニングの中で、評価というか、第三者、トレーナーから富山の際の食品安全委員会の対応がどうだったかというような振り返りはあったのですか。

○新本情報・緊急時対応課長 今回の訓練では、そういったものは検討されてございませんで、そういったコメントはございませんでした。

○堀口専門委員 トレーニングはやればよいというものではなくて、やったことを省察してまた次に行くということなので、食中毒を事例にされるのであれば、今回富山はどうだったのですかという質問が出るように、やはりその対応がどうだったかを省察して事例をやる。食中毒でなければ、また違ったことも当然あると思いますが、省察をトレーニングの中に入れていただけるとよろしいのではないかと思います。

○早川座長 そこはまた、そういう御意見をきちんと受けとめていただいて、今後に生かすということだろうと思います。

他にいかがでございましょうか。時間も押しておりますが、非常に大事な議論なので。

○高岡専門委員 緊急時だけではなく、発表の仕方なのですが、特に消費者向けに発表する場合に、例えばファクトシートがございませぬ。非常に難しい言葉が並んでいて、最後に「我が国はこういう形」と。例えば鳥インフルエンザを拝見しまして、ずっと非常に難しいことが書いてあって、いろいろな化学式が書いてあってわけが分からなくて、一番最後に「鳥からうつった例はありません」なのですね。消費者が一番欲しいのは一番最後のところですから、例えば鳥インフルエンザという情報が入って消費者の方が「何なのだろう」と思ったときに、「人間にはうつりませぬよ」ということが書いてあって「これこれこういうことで、こうです」という書き方をぜひお願いしたい。

専門家の方は非常に科学的なものが欲しくて、それを求めているいろいろ調べられていますが、消費者の方は、これは安全なのか、それとも危険なのか、危険ならばどのぐらい発生しているのかといったことが最初にあったほうが多分分かりやすいし、伝わるのではないかと思います。消費者向けの書き方と、一般の記者さんとか科学的な方向けと分けたほうが伝わりやすいのではないかと思いますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

○新本情報・緊急時対応課長 おっしゃるとおりだと思います。

ただ、種類を幾つか用意してございまして、今の鳥インフルエンザの例で申し上げますと、委員長談話という形で1枚紙の極めてシンプルなもの、まず「食べても安全です」と。そして以下、その理由を記した非常にシンプルな資料も用意してございまして、まさにおっしゃるとおり、対象に応じた形での資料作成に努めてまいりたいと思います。

○中本専門委員 消費者向けに別に情報を発信されるということであれば、消費者が必ず見るような状態というか、そこから情報を選択することが日常でないといけないと思います。

今現在、私は主婦ですが、主婦の仲間で「食品安全委員会からすべての情報を得ていますよ」という人はいないわけです。ほとんどがテレビ、マスコミというところから得てきますので、日常的に「食品安全委員会から情報を得ましょう」という形になるようにしていただきたいと思いますし、それにはやはり、顔が見えないのですよね。国民から言うと、食品安全委員会というものは顔がないというか、先ほどのお話にもなりますが、顔というものをを出していただくとすごく安心もしますし、そういった方向で進めていただけるとありがたいなと思っています。

○早川座長 いろいろな機会に「正しい情報は食品安全委員会から」みたいなことを全国的に、なるべく伝わるようにということだと思います。

他にいかがでしょうか。

この議題をまとめないといけません、資料4-2につきまして、特にここを修文すべきだといったことはございますでしょうか。先ほど各省庁連携ということもありましたが、これは緊急時対応マニュアルということで大もとが決まっている、その前提に立っての食品安全委員会としての緊急時対応訓練計画だと理解をした上で、この案でよろしいかということでございます。

○堀口専門委員 なので、過去の省察の部分に対応訓練の中に1つ、どこかちょっと、文言で結構ですので、「振り返り」というところに入れていただくほうがよろしいのではないかと思います。

○早川座長 分かりました。それをこの中に、どこかにうまく盛り込んでいただく。

○堀口専門委員 振り返りつつ、ナントカとか。

○早川座長 振り返りつつ次に生かすとか、そういう……。よろしいですか。

必要なことは必要なこととして、要素は全部書かれてはいると思うのですね。あとは運用の仕方というところもあるかと思いますが、よろしいですか。

○小泉委員長 今の御意見ですが、資料4-1の8ページを見ていただきますと、我々が一連の訓練をやった後に、その訓練の是非とか中身の必要性とか、そういったことについて反省会をやりまして、そして次回、平成24年度の重点課題をそこで決めて計画してお

りますので、一応訓練の中身については振り返り、そして平成 24 年度の計画に反映させるように動いているつもりではおります。

これは毎年やっておりますので、次第にいい計画ができつつあるのではないかと私は思っております。

○早川座長 多分、今のお話を両方あわせて言えば、基本方針の中の「ついては、」というところで、「振り返りつつ」という言葉がいいかどうかは別にしまして、要するに過去の実績というか、状況を踏まえつつみたいなの、「組織全体の緊急時対応能力の一層の向上を図るため」みたいなことを入れればよろしいのかなとは思いますが、いかがでしょうか。

○井原総務課長 御趣旨を踏まえまして、事務局のほうで基本方針を修正させていただきます。

○早川座長 よろしく願いいたします。

今のようなことを入れさせていただいて、この案については御了承いただくということでもよろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○早川座長 ありがとうございます。

それでは、実際の報告に対しては先ほど同様、御一任いただくということをお願いしたいと思います。

今日は時間がとても過ぎてしまって、まことに申しわけございません。ただ、これは従来の企画専門調査会あるいはリスクミの問題、緊急時対応と非常に重要課題がメジロ押しで、今の議論自体は、いろいろな方から御意見を伺う、まさにこの委員会の目的とするところだと私は思いますので、もうしばらく御辛抱というか、御了承いただきたいと思います。

(5) 平成 23 年度における食品安全委員会のリスクコミュニケーションの実施状況等について
--

○早川座長 次の議題です。

平成 23 年度における食品安全委員会のリスクコミュニケーションの実施状況について、事務局から説明をお願いいたします。

○篠原リスクコミュニケーション官 資料 5、平成 23 年度の間段階でございますが、食品安全委員会のリスクコミュニケーションの実施状況を取りまとめておりますので、御説明させていただきます。

2 ページでございます。

意見交換会の実施ということで、評価案件に関するものでございます。

食品健康影響評価のうち国民の関心が高い審議結果案につきましては、パブリックコメントの期間中に講演方式による意見交換会を実施しております。今年度は11月までの段階で3回、放射性物質、生食用食肉、トランス脂肪酸について実施させていただいております。その概要とアンケート結果等は資料のとおりでございます。

時間が限られていますので、はしよりながら説明させていただきます。

4ページをごらんください。

リスクコミュニケーションという形で、地方公共団体との共催の形でも意見交換会を実施しております。幾つかの形で実施しておりますが、4ページにフォーラムと書いておりますが、参加者が質問しやすい雰囲気の中で進めるために、サイエンスカフェの要素を取り入れながら全国で実施してきておりまして、11月までの段階で7カ所で開催させていただきました。

6ページをごらんください。

これはまた違う形で、同じくさまざまな意見の相互の交換ができるようにワークショップという形で、グループワークを取り入れた形の意見交換会も開催させていただいております。これが11月までに5回実施しております。

8ページでございます。

今年度から、地方公共団体と連携する中の1つといたしまして、消費者団体にも御参加いただいて、共催により実施する意見交換会も開催しております。形式は、消費者ニーズに即した意見交換会を行うということで、消費者団体等の御要望に応じて形式等工夫させていただいて、実施してきているものでございまして、これも11月末までに3回行っております。

10ページの参考5でございます。

ジュニア食品安全ゼミナールと申しまして、これも地方公共団体の御協力を得ながらでございますが、中学生を対象といたしまして食品の安全について興味を持っていただき、楽しみながら知識、理解を深めていただくということで実施させていただいているものでございます。平成22年度は3回開催しておりますが、今年度は7回の実施を予定しておりまして、12月までに6回実施しているところでございます。こちらについても後ほどお目通しいただければと思います。

12ページ、参考6でございます。

自らあるいは共催で企画する意見交換会のほかに、各種の意見交換会等への講師派遣をさせていただいております。これが平成23年4月から12月までの実績で94件となっております。うち14件については委員に御出席をいただいているところでございます。

13ページでございます。

その他、意見交換会という形ではなく、さまざまな形でリスクコミュニケーションに努めさせていただいておりますが、ホームページによる情報提供について情報を取りまとめ

ております。

各月のアクセス件数を見ていただきますと、4月は9万6,800、11月が5万3,000、この幅の中で動いているわけですが、昨年、重要な食の安全に係る事件等あったこともありまして、例年と比べると非常にアクセス件数が伸びている状況でございます。東日本大震災関係の原子力発電所の事故関係であるとか、食中毒関係であるとか、多くのアクセスをいただいているところでございます。

14 ページでございます。

メールマガジンによる情報提供ということで、御登録いただいた方に、原則毎週金曜日に定期的なメールマガジンを発信させていただいているほか、重要なお知らせがあるときには臨時号を発信してございまして、12月までに39件のメールマガジンを出しています。また、会員としては1万550名の登録をいただいているところでございます。

15 ページは食の安全ダイヤルの取組ということで、一般消費者の方から直接相談や問い合わせを受け付ける取組をしております。4月から11月までの問い合わせ件数が1,659件でございます。

そこに寄せられました意見のうち多く寄せられる質問については、Q&Aを作成してホームページに掲載しています。食品中の放射性物質についてはQ&A集を掲載させていただく等したところでございます。

最後に、リスクコミュニケーター育成講座受講者との専用連絡メールボックスの運営ですが、平成21年度までに実施しておりますリスクコミュニケーター育成講座の受講者を対象としたメールボックスを開設しております。事務局からの情報提供であったり、あるいは受講者からの相談あるいは情報提供を受け付ける取組もさせていただいております。

以上、非常に駆け足でございましたが、平成23年度、ここまでの中間でございますが、リスクコミュニケーションの実施状況を御紹介させていただきました。

○北池勧告広報課長 引き続きまして、食品安全モニターの募集についてのパンフレットを1枚入れさせていただいておりますので、それについて御説明させていただきます。

食品安全モニターにつきましては、全国470名の方をお願いしております。毎年半数の235名を改選し、新たに募集させていただいているところでございます。

今年度につきましては1月16日から2月10日までの期間で募集させていただいております。ただ、残念なところでございますが、応募される方が低調な状況でございます。私どもといたしましては、関係の団体を訪問させていただいたり、あるいはメールでお願いさせていただくようなことを続けておりますが、なかなか応募者数が増えないという状況でございます。まことに申しわけないお願いでございますが、できましたら御出席の皆様方に食品安全モニターを募集しておりますというPRへの御協力をぜひよろしくお願いいたしますと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

応募方法につきましては、食品安全委員会のホームページを見ていただきますと、トッ

ページの右上に「モニター募集」とございます。そこをクリックしていただくと内容あるいは応募フォームが出てきますので、どうぞよろしく願いいたします。

ただ、1点だけ、限られた時間で申しわけございませんが、1枚めくっていただくと応募資格がございます。モニターの応募資格として○が5つ、基本的に年齢とか、日本国内、あるいはモニター会議に出席等書いてございますが、その下の①②③のいずれかの条件を満たしている方ということを入れさせていただいています。基本的には専門的な見地から御意見をいただくということで、その点につきましてはよろしく願いいたします。

○早川座長 ただいまの御説明に対しまして、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

○中村専門参考人 コミュニケーションのほうでずっと議論してきたのは私も入っていましたが、今回特に、2ページに出ております説明会のところでありますが、この場合の、いわゆる震災の関係で放射能にかかわる部分だと思っておりますが、資料の2ページにあるように、影響調査の評価の説明はしたわけですが、参加者の欄を見ると、87名中47名がわからないというか、その他というか、一般の方というか、そういう部分の方々である。これは通常の食品とか専門的な分野の事業者とか消費者団体といった構成とかなり違って、当然これは危機管理的な部分と少し重なると思っております。

こういう部分の持ち方について、コミュニケーションの観点からどうするかというのは、少し反省してみる余地があるのではないかと思います。私もそのときは参加させていただきましたが、説明の方、基本的に科学的にというか、根拠を含めてきちっと丁寧に説明していただきました。参加者は当然いろいろな不安を抱えて来られていますから、多分こういう場で議論したらちょっとというような議論も含めて、盛んにいろいろな意見が出ました。それについて丁寧にこたえることは、多分時間的な中でかなり難しかったかなという部分はあったように記憶しておりますが、私がマスコミ等を含めて調整というか、ちょっと持ち方を考えていただきたいのは、その後のマスコミの報道が、当初、この説明会で食品安全委員会が一生懸命説明したという趣旨がほとんど書かれず、不安の声ばかりで取り上げられて「評価委員会の説明会でこうでした」という記事が当時は主流だったと思っております。

私は、きちっと説明するのがこの会の役割だと思っておりますが、それにしても、この種の問題ではただ説明会をやればいいという話ではないだろうと思っていて、そのこのところのあり方、リスクコミュニケーションをどうするかは検討課題であるかなと感じておりますので、そのことだけ御指摘させていただきたいと思っております。

○北池勧告広報課長 今、おっしゃいました放射線関係の報道等につきましては、私ども、反省すべき点はいろいろあったと思っております。

1 つは、やはり日常的にマスコミとの距離感があつたと反省しておりまして、その点につきましては先ほど申しましたように、報道関係者との定例的な意見交換会を開催していこうと思っております。そういうものの開催の中で私どもの考え方、あるいはいろいろな評価の方法について詳しく御説明して、より理解を進めるような方法をとっていきたいと考えております。

○山田専門委員 2 ページの意見交換会の内容で「参加者から寄せられた質問・意見の例」には、食品安全委員会の放射性物質に関する Q&A には載っていないような質問も幾つかあると思いますが、これに対する回答はホームページには載っているのでしょうか。

○北池勧告広報課長 私ども、できる限り Q&A という形で、あるいは簡単な図表で御説明するとともに、今、おっしゃいました意見交換会での質疑応答の内容につきましてはホームページで公開させていただいておりますので、そういうものを御参考にさせていただければと思っております。

○中本専門委員 11 月のワークショップに参加させていただいたのですが、京都だけかかもしれませんが参加者がすごく高齢の、年配の男性が多くて、私どものような子育てをしているような主婦層も数名もいないという、本当に一握りすらなくてすごく偏りを感じましたし、メルマガも男性が発信されている数のほうが多いということで、もう少し、食品を買うのも主婦ですし調理をするのも主婦ですし、もう少し主婦が参加できるようなワークショップ等を考えていただけるといいのかなと思ひますし、メールマガジンも少し女性が増えるような取組をされてもいいのかなと、とても難しいと思ひますが、ちょっと考えていただきたいと思ひます。

○北池勧告広報課長 今、おっしゃいましたメールマガジンを含めまして、私ども、昨年来、皆さん方の御意向を聞くアンケートをとらせていただいております。その中で、今、御指摘のように主婦層の方々から、言葉が難解であるとか専門用語が多過ぎるといった指摘はいただいております。それについてどういう形にするかということにつきましては、私ども委員会の中に編集会議をつくって研究しているところでございます。

ただ、反面、今のメルマガがいい、ああいう詳しく専門用語が書いてあるほうがいいという御意見もあるものですから、どういう形で出すかはよく検討しながら進めたいと思っております。

○中本専門委員 メルマガは配信していただいておりますが、「第何報が出ました」という形のお知らせのみで、何報が出て何報を見るべきなのかもだんだんわからなくなってきて、食品安全モニターもさせていただいているのですが、私の周りの人はみんな、メールが配

信されても読んでいないという声を聞いております。もう少し読めるようなメルマガを送っていただくといいかなと思います。

○北池勧告広報課長 そこは十分反省してございます。

ただ、私どものメールマガジンには2種類ございまして、「こういうものを配信しました」というお知らせメールと、具体的にこういう委員会の内容等をすべて書いたメールと2つを出してございます。詳しい内容のものにつきましては毎週金曜日の夕方出してございますが、そのメールにつきましては、字数にして6,000字ぐらいあるメールでございますので、内容的にはいろいろ書いている状況です。

○中本専門委員 そのこのところに「この部分が変わりました」ということがあると、では読んでみようかなと思うのですが、「何報が出ました」では、もう読む気がなくなる。今回の場合は数がどんどん増えていきますので、どの部分が変わってどの部分を読めばいいのかがわからなくなってきました、申しわけありませんが、子供の御飯もつくらないといけない、明日のこれも考えなければいけないというときに、それはなかなか一般国民に受け入れられにくいと思います。

よろしく願いいたします。

○北池勧告広報課長 今の御指摘を踏まえまして、よく検討させていただきます。

○堀口専門委員 私も配信してもらっていますが、全く見ていません。申しわけありません。

リスクコミュニケーションはやるときの企画によって、今回はだれを対象にするかとか、そういったときにどういうやり方をするかというところを御議論いただく——ここで議論するわけではなくて専門の方に聞かないと、実はお母様方をターゲットにしたのに来た方は違ったとか、そういうふうになるかと思っておりますので、そこはクオリティを向上させるというところで頑張っていただきたいと思っています。

それで、先ほど食品安全モニターの募集の説明がありましたが、こういう方々に来ていただいて御意見をいただくことも1点かと思えます。

それから、先ほど皆さんどうぞ勧めてくださいという話でしたが、私が今、このモニターをだれかに「なってみない？」とお勧めするに当たり、これになったらどんなお徳感があるのかがこれだと見えづらいのですね。国民の声を生かした委員会の運営を図るために依頼するというので、やるべき内容は分かるのですが、私がこれに参加するメリットとか、お徳感は何か、これをしたら何なのかがこれだとちょっと見づらくて、当然栄養士さんを養成する学校やいろいろなところで講義したりしますし、専門で働いている人たちも知っているのですが、ちょっとこれだと紹介しづらい。もうちょっとお徳感のある文

言がないかなと。

多分そこが分からないので二の足を踏むというところもあるのではないかなと思うのですね。活動内容は、やらされ感なのですが、お徳感は何でしょうかということ。

○北池勧告広報課長 私ども、食品安全モニターはもう何年もやっており、ある程度浸透してきたこともあり、活動内容については簡単に御紹介させていただいております。お徳感とおっしゃいますと、1つ挙げられるのは、私ども、食品安全委員会のいろいろな情報につきましては基本的にホームページにアップいたしますが、それと同時に、基本的にモニターさんの方々は電子媒体を通じてお送りする、それから季報を年4回出していますが、その季報を送らせていただいています。それから、モニターの方々からいろいろ報告をいただいておりますが、それについては整理してホームページに掲載するとともに、いただいた報告につきましては、本当に若干でございますが謝礼をお支払いさせていただいております。

○堀口専門委員 そうということが書いてあるほうがお勧めしやすいので、すみませんが、その季報が来るとか、ホームページにアップしたときには個々人に御連絡がいきますとか、それはかなりのお徳感なので、そういうことが分かると。私が言葉でしゃべるにしても「本当？」と言われるとちょっと嫌なので、今後はそういうお徳感のあるところを書いていただけると助かりますので、よろしくお願いします。

○北池勧告広報課長 分かりました。今年はここまでやっていますので、来年以降、いろいろ考えたいと思います。

○早川座長 やらされ感とお徳感と、もう一つは、やはり国民の1人としてこういうものに参加することに、社会貢献、社会参加として大変意味があるという部分が入ると、本来はそういう志によって成り立っている部分が非常に大きいので、お徳感とやらされ感だけではなくて、プラスやる意味感というか、そういうものも入っていたらいいかもしれませんね。

○荻澤専門委員 このモニター募集を見させていただくと、資格がある方々ということなので、一般の方々を対象にしているわけではありませんよね。一般というか、この3つの資格がない方はモニターを受けられないわけではないですよ。ただの主婦というわけではなくて、栄養士さんとか管理栄養士さんとか、そういうことに携わっている方々、専門を目指したり食品に関心を持たれている……、専門的と言ったらおかしいですが、そういうことを学んだりしている方々だと思えるのですね、モニターになっていただきたいのは。

その上になおかつ、ホームページというか、パソコンとかインターネット等を使える

方々だと思うので、本当にどんどん応募してくるようなものではないと思いますが、私は本当に一般の主婦なのですが、食品安全委員会のこの会議に出させていただいて、こういう専門の方々が本当に国民の健康を考えて、リスクがないようにいろいろ議論してくださっているという、いろいろな立場の方が入ってそういう議論をしてくださっているという情報が入ることは、とてもすばらしいことなのではないか、モニターになった方々には、まずそれがお得かなと思っています。

本当に、専門の皆さん方がどんなに食中毒がなくなるように情報をいっぱい出して教えてあげたいと思っても、食品安全委員会の情報を一般の主婦の方がどんどん見て、活用していくというふうには、まだとてもならないのかなと。ですが私は、国民のために専門の方々がこういうことを理解して、ヒラメ毒なんて初めてだったのですが、そういうものを皆さんがどれだけ食べたら食中毒になるとか、そういうところまで研究していること、もう先の先を安全のためにやってくれることはとてもすばらしくて、それぞれの立場の人たちができる部分では、私たちは事故とか事件を、例えばこの前の生肉のように大きな事件、食中毒等が出てこないと毎日調理していてもなかなか関心を持たないところもあると思いますが、今回の放射能汚染などでも、やはり皆さんが食に対して非常に関心を持つようになってきているかなと思うので、主婦の立場だと食中毒よりは毎日の手洗いとか、熱を通して食べるとか、本当に基本的なことしかなかか実践できませんが、私は、まずこのお得な情報が入ることがモニターさんにとってはとてもすばらしいことではないかなと。

今回、こういうことも初めて知ったので、ホームページを見ることを、一般の人たちみんながそれをチェックしてということではなくて、まずかかわった私たちがそれぞれの分野で「こういうことがある」とまず話していきたいなと思っていますが、このメリットというのは、まずこの委員会の情報が入ること自体が大きなメリットではないかなと、私は聞いていて思いました。

○阿南専門委員 放射性物質にかかわるリスクですが、これを見ていますと、消費者団体と一緒にやったほうが消費者の参加の割合大きくなっていますよね。食品安全委員会の新しいリスク評価が出されたのが去年の10月末ですから、これからますます重要になってくると思いますので、消費者団体等に働きかけたリスクミの開催をぜひとも積極的に進めていただきたいと思います。

それから、このアンケートのとり方ですが、参加した消費者がどう思ったのかを区分すれば、その効果測定になるのではないかと思います。なので、これは事業者も全部ひっくるめていますが、消費者がどう感じたかというところがわかるような工夫をしていただければ、より次につながるのではないかと思います。

○早川座長 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、時間も押しておりますので、この件に関してはいただいた御意見等を今後

生かしていただくという形で、よろしくお願いいたします。

(6) その他

○早川座長 その他として、事務局から何かございますでしょうか。

○井原総務課長 特にございません。

○早川座長 それでは、以上によりまして本日の議事はすべて終了いたしました。
次回の日程がどのようになっているのかお願いいたします。

○井原総務課長 次回の本専門調査会につきましては、年度が変わりまして6月ごろの開催を予定しております。また日程調整をお願いしたいと思いますので、その際はよろしくお願いいたします。
どうもありがとうございました。

○早川座長 以上をもちまして企画等専門調査会第2回会合を閉会いたします。
大変遅れましたが、いろいろな御意見も踏まえて、食品安全委員会の立ち位置、これからのあり方に対する大変大事な議論ができたと思います。
どうもありがとうございました。